

刊月

刑政



六月號

清



昭和十七年 重要日誌

- 四月十六日 △皇軍パナイ島上陸 △陸軍軍政地域の棉作方針を業者に指示 △全産聯發展の解消を決定
- 四月十七日 △船舶防空監視令公布 △少年法二十年記念に功勞者表彰
- 四月十八日 △敵機本土を初空襲、帝都、名古屋神戸各地共直ちに之を撃退 △我海軍部隊ギマラス島占領 △金融統制團體令公布 △ラザアル佛新内閣成立
- 四月十九日 △マツカーサー西南太平洋反稱軸聯合軍司令官に正式就任
- 四月二十日 △空襲に選舉を中止せずと湯澤内相談 △陸軍軍務局長に佐藤賢了中將就任
- 四月二十一日 △圓バーツ等價改訂の原則成立日泰經濟提携新發足 △小賣業整備要綱決定 △德王滿洲國訪問
- 四月二十二日 △孫良誠將軍和平陣參
- 加 △東部ジャバ初縣知事會議開催
- △英軍のプロロニユ上陸企圖失敗
- △クリップス、ロンドンにて對印交渉につき聲明
- 四月二十三日 △靖國神社春季臨時大祭舉行 △パナイ島戡定作戰終了
- 四月二十四日 △十七年度物動計畫決定
- 四月二十五日 △泰國慶祝使節團入京
- 四月二十六日 △ドイツ國會と總統に完全獨裁權賦與
- 四月二十七日 △大總統領特別敕書を以て生活設計を提案
- 四月二十八日 軍需工業三社表彰
- 四月二十九日 皇軍コタバル占領 △獨伊兩巨頭ザルツブルグに會談 △大總統領邊境談話放送
- 四月三十日 △第二十一回總選舉執行 棄權率一割六分八厘の好成績を示す
- 五月一日 △總選舉開票、推薦候補歴倒的多數、新人進出著しく違反激減 △日本銀行新制度發足 △マンダレ完全攻略
- 五月二日 △東條首相總選舉終了所懐放送 △日泰間圓決済正式調印
- 五月四日 大東亞建設審議會、經濟建設基本方策等の答申案決定 △皇軍アキヤブ飛行場占領 △英軍マダガスカル島上陸
- 五月五日 教育審議會關係者に御下賜 △政治力結集目標に政府各界代表を招聘 △翼賛政治體制協議會解散決定 △皇軍雲南省境突破龍陵占領 △米マダガスカル占領支持を表明
- 五月七日 △米國の根據覆滅を御嘉尙勅語を賜ふ △コレヒドール島攻略 △珊瑚海海戦 △興亞同盟改組 △汪國府主席滿洲國訪問
- 五月八日 珊瑚海海戦に米戰艦一(七日)空母二撃沈、戰機九十八機撃墜 △第一回政治力結集準備會 △十七年度生産擴充計畫決定 △朝鮮に徴兵制實施準備決定 △緬支國境ミイトキーナ完全占領 △獨羅軍ケルチ半島に攻勢開始
- 五月九日 臨時議會召集(五月二十五日)の詔書公布 △金屬回收令第六條發動 △本間指揮官マニラ入城
- 五月十日 ミンダナオ島戡定成る △皇軍騰越占領 △ガンジー英人撤退を説く
- 五月十一日 △緬甸、印度洋作戰を御嘉尙勅語を賜ふ △殉職報道職士慰靈祭執行
- 五月十二日 珊瑚海の大捷に勅語を賜ふ △計畫造船の實施確保方策決定
- 五月十三日 △無盡統制會創立
- 五月十四日 △滿洲建國十周年御祝意に高松宮殿下御差遣發表 △翼賛政治會綱領宣言決定、總裁に阿部信行大將推舉
- 五月十五日 △大政翼賛會の機能強化方針確定 △企業整備令實施、改正海運統制令公布實施 △小賣業整備要綱通牒

月刊刑政

功臣たることは易く忠臣たること難しとは、まことに味はふ可き言葉である。

國の興らんとし又は事の顯はれんとする時輩出するものは功臣であり、國の傾かんとし又は事の隠れんとして現はれるのが忠臣である。前者が或は窃かに功名富貴を心としても華かに時流に乗り得るに反し、後者はたとひ誠忠滿身に溢れても遂に其の智勇に實り無きか又はそれが顯はれない。されば人は自らは忠臣たらんとし乍らも、不知不識功臣の華麗を追ひ勝ちと成る。功臣固より尙ぶ可し。然し忠臣は更に之を尊敬しなければならぬ。

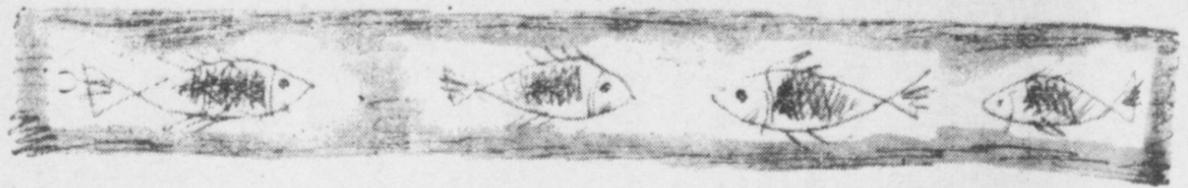
翻て行刑を考へる。單なる功臣たらんとする者に對しては、幸か不幸か行刑は魅力に乏しい。然し忠臣たることを日本人としての最終の念願とする者にとつては、決してそれは無價値な世界ではない。犯罪者を忠良なる皇國民として還すことは、それが熱誠以て遂行せられる限り、立派な忠臣の仕事である。刑務官は宜しく忠臣としての刑務官の道を歩むことに常に心の平安を持つ可きである。況や之に没頭する熱意の人の少い現状では、一層忠臣としての負擔と責任とが重い譯である。

本來行刑は功臣よりも忠臣に遙かに多く依存して居る。これ、行刑が人的關係と言はれる所以である。然し刑務官は忠臣たる限りは極力功臣たるの熱意と努力とを棄てる可きではない。無氣力乃至不熱心な忠臣と言ふやうなものは抑々あり得ないからである。

(中尾生)

目次

主 張	中 尾 生(一)
未決拘禁と教化	緒 方 政 徳(二)
皇國を擁護した水戸學の生命(一)	高 須 芳 次 郎(四)
日日の生活	安 倍 能 成(七)
心の民族	常 盤 敏 太(三)
提案一つ	松 本 鳴 弦 樓(六)
獨ソ再戦を中心として	林 秀(八)
住宅建築の革新	石 山 賢 吉(一〇)
留岡幸助翁	義 田 長 平(三)
友 道	佐 伯 復 堂(五)
刑務作業の統制	橋 本 義 二(二六)
假釋放運用に關する一考察(三)	備 榮 彦(三〇)
指紋事務に就て(二)	久 保 田 眞 太 郎(三)
地獄の一夜(下)	馬 骨 生(六)
明暗の境(中)	石 光 葆(四)
監獄法新舊比照(三)	田 中 茂 雄(五)
視 察 表	(一) 例 規 (二五)
時事トピック	(三) 新刊紹介 (四五)
現場より	(四) 趣味欄 (四六)
表紙	桑 重 清





# 未決拘禁と教化

## 緒方政徳

### 一 未決に於ける教誨師の任務

未決拘禁に於ける教化の重要性に就ては、我々刑務官の中でも、兎角その認識の十分なるは、一應反省さるべきであると考へる。成る程、既決に於ては、總業教誨の如き極めて目に立つ教化の場合があり、教誨師の存在も、その必要を誰しも認識してゐるが、未決にあつては、總業教誨はなく、個人教誨も亦積極的に行ふは、一般に控へられてゐる現状なるを以つて、勢ひ教誨師の必要性も、單に看護書籍の檢閲位の役目に止まると、軽く考へ勝ちである。然し之は認識不足も甚しきものと云はねばならぬ。

今未決拘禁に於ける教誨師の役割

を、その實情に就て觀るに、刑事被告人より願出でたる個人教誨、死刑囚に對する教誨、看護書籍雜誌の檢閲、書信の檢閲、接見立會、被告人の家族親戚知己等よりする家庭相談、戒護上或は保健上要注意者に對する面接教誨、思想犯の思想動向查察、執行猶豫勾留不必要等による釋放者の歸住地その他に付檢事局との連絡保持等、數へ來れば、その管掌範圍は非常に廣汎に亘り、而もその仕事の困難さは、教誨師の不斷の勉強による豊かなる教養と圓滿なる常識、徹底したる修養による生死の一大事因縁の悟得を以てせざれば、容易に克服出來るものでない。此の事は、一度未決の教務に職を奉じた者にとつては、極めて明白なことであるが、遺憾なことには、刑務所勤務の者には、右の點が十分に認識されてゐない如く思はるゝのである。この重要にして困難なる未決の教化は、對家を個別的に扱ふ必要と、教誨師の手不足の爲に、一層その任務遂行に困難さが伴ひ、未決の教誨師は、そこに人知れざる苦勞をしてゐると思はれる。

### 二 刑務事故と教誨

抑々行刑の仕事は、戒護と云ひ、教務と云ひ、醫務と云ひ皆相互に密接なる連絡協調を深めねば、所期の目的を完遂することは、不可能である。例へば、刑務事故中、代表的な自殺逃走にしても、平素の教化如何が、戒護檢束の充實と相俟つて、之を未然に防ぐに如何に役立つてゐるかは、經驗上首肯出來ることである。事故防止に物的戒護による外、精神力による戒護が重要

な所以は、今更贅言を要しないが、教誨による事故防止は、精神的戒護とも稱すべく、事故を未發に防ぎ、相手を心機一轉せしめて、明るき希望を與へる點は、その効果が表面に目立たぬ丈特に注意すべきではあるまいか。

今最近五箇年間に於ける在監者自殺人員を未決と既決に分ち統計的に觀察するに第一表の如くである。即ち既遂未遂を合すれば、受刑者の五二名に對し、被告人被疑者は三八名に達し、絶對數に於ても、未決に於ける此の種の事故は非常に多いことがある。かゝる事故を絶無ならしむべく、戒護に於て出來る丈の努力をしてゐることは、勿論であらうが、而も此の悲しむべき事故發生を見たるは、罪責未確定の未決收容者丈に、尙更遺憾なことである。

訴訟上、被告人も亦一つの證據であり、その保全が未決拘禁の重要目的の一つであることは、云ふ迄もなく、それが事件の主謀者である場合とか、社会的に地位ある人間にして政治犯に屬する場合とかは、かゝる事故の檢察裁判に及ぼす影響は非常なものである。更に遺族の上にも思ひを及ぼせば、如何なる種類の事件であらうと氣の毒千萬な話である。

第一表 最近五箇年間收容者自殺人員調

年別	受刑者		刑事被告人		被疑者		計 (既・未遂計)
	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂	
昭和十三年	五	五	六	六	一	一	九
昭和十四年	二	二	一	一	一	一	七
昭和十五年	二	二	一	一	一	一	六
昭和十六年	一	一	一	一	一	一	三
昭和十七年	一	一	一	一	一	一	三
計 (五月十一日迄)	四	四	三	三	一	一	九

一、本表ハ殺死、服毒等ニ依ル自殺ニ付調査セルモノ  
 一、變死 (墜落死等)、凍死及溺死ヲ掲上セズ

次に第一表記載の人員數を各年の平均在監人員と對比するに、第二表の通りで、未決に於ける比率が、既決の夫れに對し六倍から九倍に達してゐて、斷然多いことが分る。此の事は未決に於ける自殺事故が相對的に極めて多いこと、これに對する方策として、戒護のみならず、教務も非常な責任を持つべきであると云ふことを物語るものであるまいか。

第二表 自殺人員ト平均在監人員トノ對比

年別	受刑者		刑事被告人		被疑者		計
	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂	
昭和十三年	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
昭和十四年	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
昭和十五年	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
昭和十六年	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
昭和十七年	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
計	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇

備考 昭和十六年ハ資料ノ關係上比率算出不能  
 但し以上第一表、第二表に現れたる未決に於ける事故がこの限度に於て止まつたに就き、甚だ臆斷に過ぎる嫌はあるが、そこに教誨師の努力が、或程

### 三 法規と未決教誨

法律上未決拘禁者に對する教誨に關する現定としては、監獄法第二十九條後段及び同法施行規則第八十一條あるのみで、通牒としては、昭和七年五月行甲第八九九號刑事被告人に對する教誨施行の件の外見るべきものなく、一見未決に於ける教誨の重要性が疑はるゝのであるが、未決中は被告人の境遇

激變の爲精神煩悶、家庭事情に對する不安焦燥等甚しく、爲めにより相談相手を求めんとする者又かゝる際に信仰を求めん心算になる者もあるべく、此等の人間を如何に處遇するかは、人を生かすか殺すかの問題ともなるのである。かく考へれば、未決に於ける教化の重要性は何人も是認せざるを得ないであらう。尙事件審理中の被告人との接渉に於て、上記の通牒に記載された注意事項の如きは、賢明にして教養ある教誨師に於ては、多少の修練により十分守り得べく、又檢察當局に於ても教誨師の人格には十分な信頼を置いてゐる今日、教誨師こそ未決拘禁者の最もよき心の友、相談相手であると信ずる。殊に思想犯の思想動向につき、教誨師が全然無知であるが如きは、職務怠慢の誇りを免れ難く、尙教誨師は被告の公訴事實を豫審終結決定書等により十分に知りおく必要ありと思ふのである。時局下經濟事犯、選舉違反或は國防保安法違反等による未決拘禁者増加の折柄精神力による戒護その一半を教誨師も分擔するものなることを特に強調し、教化に對する熱意と努力が、既決と未決に於て跛行的にならざる様切に要望するものである。



皇國を擁護した 水戸學の生命 (一) 高須 芳次郎

(一)

日本精神の呼び聲が高いのに件なうて、水戸學に關心を持つ人々が次第に多くなつたのは、蓋し時勢の然らしめるところと思ふ。今更申す迄もなく、水戸學の内容、性質からすれば、國學とならんで早く知られてをらねばならなかつたが、明治維新の際、水戸が政治上、立遅れの形だつた爲め、水戸學に關心を持つものが少く、その真相は、久しく、不問に附せられたのである。

それに水戸學は、二百五十年間、その發達を續けて來たから、内容も亦複雑、多端でなかく了解し難いところもあつた。これも亦水戸學の普及を妨げる一因となつたやうに思ふ。

水戸學といふ名稱は、餘りに漠然としてゐるが、栗田寛博士は、これを天朝正學と名づけた。この名稱は、比較的に妥當にちかい。これにより、水戸學の内容をほぼ推測することが出来る。が、現代的にい

へば、水戸日本學とか、水戸尊皇學とか命名すべきであらう。そして之が内容は、二つに大別され、水戸史學、水戸政教學から成立つてゐる。

その源流は水戸義公(徳川光圀)にあつて、前期は、義公の提唱により、『大日本史』を中心として、水戸史學を完成した。それから分派したのが水戸政教學で、それは、幕末の國難期につれ、おのづから水戸烈公(徳川齊昭)を中心に發達した。その精神を表明したのが『弘道館記』である。

現在、水戸へゆけば、弘道館の一部が尙ほ残つてをり、洋館の姿になつた彰考館が常磐神社の側にある。そして水戸城の雄姿が昔を偲ばしめる。そのほか、偕樂園においても、仙坡湖においても、昔の水戸を追懐するに十分である。

之を要するに、水戸學は、史學、政教學の二方面を指すのであつて唯『大日本史』を中心とした史學だけを水戸學といふのではない。ま

た『弘道館記』を主とした政教學のみを以て、水戸學の全體だと合點してはならぬ。

加ふるに、水戸史學のうちには『大日本史』三百九十七卷のほかには青山拙齋の名著、『皇朝史略』をはじめ、三宅觀瀾の『中興鑑言』、栗山潜鋒の『保建大記』、『倭史後編』などがあり、他にも數十種の名作がある。だから、水戸史學の全貌を知るについても、なかくの努力を要する。

水戸史學の眼目は、大義名分を史學原理として、尊嚴な日本國體を擁護し、天皇政治の復興を主目的として、覇政—將軍政治を排するうへにあつた。尊皇賤霸！それが『大日本史』の結論である。

勿論、義公の時代には、流石に幕府を憚つて、賤霸の意を現はしてをらぬが、文化文政以後になると、賤霸を高調した心持が、はつきり『大日本史』志類の上に示されるやうになつた。そこに『大日本史』の特色がある。

蓋し義公は、理論によつて、尊皇を説くよりも、國史上の具體的な事實によつて之を示す方が何人にも早わかりすることを信じた。それに國際上からいつても、支那に劣らぬ文の史け書を作つて、皇國の面目を文化的に發揚すべき必要をも痛感した。

さうした立場から『大日本史』編述を開始し、京阪方面から厚俵を

以て、有力な學者、思想家を招き「文星多く水戸にあつまる」の偉觀を示した。それと共に、『大日本史』の根本資料をあつめるにも、少からぬ努力を拂ひ、かくしてその體裁、内容を一定して、急がず、倦まず、落著いて、その仕事を進めた。これにより、はじめて日本精神を以て國史を解釋した模範的大著が生れたわけで、頼山陽の『日本外史』も、實は『大日本史』の感化によつて生れ來つたのである。

(二)

以上の意味から、『大日本史』は一般國民の必讀書で、『日本外史』と對照して讀めば、興味が深い。最初の『大日本史』には、論贊(人物評論)を附け、之を執筆した安積澹泊の文章は、頼山陽が敬讀して座右から一日も離さず、後、みづから『大日本史贊數』を作つて公刊したほどである。

ところが、現行の『大日本史』から、すっかり論贊を取り除いたわけは、餘りに皇室に對して、直言憚るところがない爲め、藤田幽谷(東湖の父)及び高橋壇室が之を削除すべき必要を主張したによる。然し論贊を讀んで、参考とすることは、今日も必要で、これを『大日本史』の記事と對照すると、その正大な精神が一層はつきり分る。それから『大日本史』のうちで、一番興味が多いのは、列傳で英雄

豪傑の面目のみならず、世に餘り知られない人々についても忠實に之を描いてゐる。中にも、源頼朝、源義經、足利高氏らの生涯は、よく書いてゐるし、その個性も鮮明に書き分けてゐる。次に神祇志その他の志類は、今日の文化史に相當して、學問上、教へられるところがなかく多い。

殊に、『大日本史』の三大特筆は有名で（一）弘文天皇を帝紀に收め奉つたこと、（二）神功皇后を皇妃傳に收め奉つたこと、（三）吉野朝を正位とし奉つたことなど、いづれも史界の卓見で、明治に入つてから公論となつた。

かく水戸では、先づ史學が發達して、尊皇の大義を説き、上下の名分を正しうすべきことを強調した。この精神が時代の移り變りにつれて、幕末における水戸政教學を興起すべき母胎となつたのである。

いづれかといふと、今日の人々に取つて興味が高いのは、水戸政教學だらうと思ふ。何となれば、水戸政教學は、幕末に於ける日本の國難を救ふ上に最も大きい力となつたからだ。若し水戸政教學が興らなかつたとしたらば、幕末の日本は、どうなつたらうか。恐らく國難打開について、もつと／＼困難を感じ、窮境に陥つたかも知れぬ。

幸ひにも、水戸政教學が、藤田東湖の父、幽谷により、その土臺を据えられ、門下の會澤正志齋が之を繼承し、水戸烈公、藤田東湖が著

述の上のみならず、政教方面に於ける實際活動の上に之を擴大、強化した爲め、到頭、天下の國士・志士を動かし、國難打開に邁進させたのである。

この點から考へると、今日の躍進日本の出現は、水戸政教學の力に俟つたことが最も多く、國學が餘りに文學的であつたのにくらべると、水戸政教學は餘程現實的で、而も高遠の理想に輝き、日本國體の闡明、擁護についても、國學以上にその偉力を發揮したのである。

惟ふに、學問は常に時代に適應し、その正しい指導性を示さなければ、意義を爲さぬ。この點に早く氣付いたのは藤田幽谷で、彼は一代の天才だつた。その學問、見識は、水戸において正に空前にちかく、而も國士の氣概を抱いて、時代の趨勢をよく看破し、之に適應すべきことを忘れなかつた。

そこで幽谷は、青年時代に『正名論』を書いて、尊皇の大義を堂々宣言し、次に青藍塾を開いて、有力な勤皇學徒の養成につとめた。當時彼の講説は、型破りの清新性を示し、他の藩校の孔孟流道德の講義とは丸でちがつてゐた。

彼は常に尊皇の大義を力説し、日本古典の内容を教へ、忠孝一體の道を高調してやまず、時事問題についても彼の忌憚なき意見を告げ、ロシアの南下を防止すべき必要、米英の野心を排すべきことをも説いた。茲に水戸政教學の土臺が先づ置かれたのである。



# 日 日 の 生 活

## 安 倍 能 成

誰人も皆日目の生活を持つて居る。さうして日目の生活は多くはその人々の職業によつて規定されて居る。つまり職業が日目の生活の具體的内容を形造る。田畑に鋤を持つ人、役所に務める人、軍務に勞する人、工場で汗を流す人、會社で算盤を取る人、といふ風に、各の職場が彼等の生活の色をも味をも中實をも決めるのである。睡眠や休

養、衣食や住居、家族や交友は、人間に共通した欲求や必要ではあるが、かうしたものの内容や分量も亦、その人々の取る職業によつて色々に規定せられるのである。人によつては家族との團樂を楽しむことが出來ずに終日終夜工場に働く者もあらう。又交友のしんみりした味を味ふことを知らずに、御得意筋をお相手に毎晩酒を飲むといふ商賣もあらう。だが併し人はかうした日目の生活を積むことなしに、一生の生活を形造ることは出來ない。日目の生活を輕蔑することは、やが

てその一生を臺なしにすることである。日目の生活を、又その大部分主要部分を形造る職場の生活を充實させることが、即ちその人の生活を充實させる所以に外ならない。

併しかうした日目の生活は、アメリカのエマソンのいつたやうに、得て繰返しになりがちであつて、我々の生活を意義あらしめる發展てなくなつてしまふ。日目の起きて働いて寝る生活が、何の感激も情味もない機械的なものになつて、日目の生活に日日に新たな局面が開かれない。その人の生活には希望も歡喜もなくなり、たゞ食はんが爲の手段としての職業となつてしまふ。世の中にはかうした生活をして居る人も随分多いらしい。かうした生活に不平と不満を抱いて、何か局面を展開しようと思ふ人もあらう。あせつた結果取返しのかかぬ失敗を犯す人もあらう。又不平と不満を抱くだけの元氣もなく、空

しくこの裏に老い朽ちる人もあらう。報いられる所の薄い生活、自分の自由用ひる時間の少ない生活、自分の創意が行はれずして人によつて動かされることの多い生活に於いては、殊にかうした硬化が生じ易い。けれども又他面に於いて食ふが爲に取つた日日の職業生活が、その人の興味を引いてその人の生活と離れたいものになる例もある。人間は總じて何の外的強制——例へば例へば自分が食ふ爲とか、家族を養ふ爲とか——なしには、仕事をしにくい、又内的にその仕事と結びつけられることなしには、即ちその仕事とその内生活とに何等かの生きた繋がりが出来なくては、又仕事をやつてゆくことは出来ない。宗教改革者であつたドイツのルターといふ人は、始め大學で法律をやつたが、それに安心が出来ずして神學の方に移つたといふ話である。宗教改革といふ歴史的使命を帯びて此世に送られたかと思ふルターのやうな人にも、かういふ不安はあつたのである。その人に合はぬ仕事や職業にいから興味を持たうとあせつても、遂にむだに終るといふこともたしかにある。併しそれより世間に多い例は、罪を職業と仕事とに歸して、自分の打ちこみかた工夫のしかたの足りぬことを一つも反省せず、いつまでもその職場に落ちつけぬ人々である。かういふ人は世を終るまで日日の生活をほんとうに持つことが出来ず、又自分を満足させることも人を幸福にすることも出来ずして、竟に一生を空過する人である。さればといつて日日の職務に對して何の興味も感度もなく、つまり自分の魂との交渉なしにその日その日をつぶしてゆく人の生活に、意味があるともいへない。

我々は日日の仕事を持つことによつて日日の生活を持たねばならぬ。併しその日日の仕事を通じて、我々の生活を擴げ、深め、高めて行かねばならない。これは日日の仕事をどうかかたづけられてゆくことに比べては、遙かに困難な、口ではいへても實現は中々困難である。我々が日日の仕事を忠實に果して居る中に、無意識の間にかうした發展が與へられることもある。それは確かに日日の仕事を抛棄して、徒らに空なる理想を追ふには勝れるものがある。けれども我々が日日の仕事を單に繰返しに終らしめることなく、これを積んで我々の生活を成長せしめ發展せしめる爲には、我々が仕事に没頭すると共に、我々自身が仕事に役せられないで仕事を役する、仕事を支配することが肝要である。「所在に主となる」といふことは、禪家の説く所と聞いてゐるが、我々是我々の心懸けによつてこの困難事をやりとげることが必要である。さうはいつてもこの事は中々難中の難である。下積みの報いられることなき、苦しい仕事の中で、この仕事に打ちこむと共に、この仕事によつて自分を磨き、この仕事をして自分の生活全體の意義を生ましめるといふことは、人に向つては説いても、自分にそれを實行することはむづかしい。これをよく遂げ得る人があつたならば、その人の社會的位置は低くても、その人は尊敬すべき人物である。その人の前には我々は頭を下げねばならない。さういふ人々こそ實は國家社會の砥柱である。かの大臣病者の如きは、新聞紙に寫眞の度々出ることや、どこへ行つてもベコベコ頭を下げられることを、此世に生きる生きがひと思はない人に取つては、およそ無意味な生活で

ある。

併し我が國では、各の職域に於いてかうした生きがひを立派に實現して居る人に對する尊敬が足りない。又國家のかうした人に報ひる道が十分でない。だから職業や位置によつて無造作にその人に對する價値がきめられ、その職域に於いてその人が打ちこんだ價値ある仕事をして居るかどうかが多く顧慮されない傾がある。これは各人の心懸によつて改められると共に、又他方に於いて國家の教育や政治的考慮によれる改善が考へられねばならない。併しかうした社會的不備にも拘らず、報ひられることを考へず、良心を以てその職に盡して居る人々を見聞する時、我々は實に衷心より敬仰と感謝との念を禁ずることが出来ない。支那にも「性相近し習ひ相遠し」といふ詞がある。これは我々の生活に於ける習慣の重要性を力説したものである。又これは西洋の諺だと思ふが、「習慣は第二の天性」といはれて居る。我々の生活には何一つ努力と工夫とを待たずして出来るものはないが、併しその努力と工夫とは、結局それが自然に自在に出来るといふ境地を目的とするのである。即ち我々は自然のままの状態に安んぜず、それに抵抗しそれを克服することによつて、我々の生活を進歩させ向上させるのであるが、同時にさうして高められた境地を自分にとつて自得された、自然なものとなせねばならない。だから我々の生活には常に自然の征服と、かくして得たるものの自然化といふ二面を缺くわけに行かない。

い。さうして結局かくして我々の天賦の本性が實現され、我々の自然が完成されるのである。廣い意味でいつても、我々の文化や道徳は、我々の自然に對する抗争や征服のやうに考へられるが、實は自然の完成なのである。この爲に我々の先きに生まれた多くの先覺が如何に苦勞したかを考ふべきである。我々が今安々と實行したり享受したりして居る多くの事柄も、少しく考へればかうした先人の努力の汗や血によつて與へられたことを思へば、我々の感謝すべき事物の意外に多いことを、つくづく感ぜざるを得ないのである。

我々の日常生活を考へて見る時、我々は實に自然に恵まれて居ることの多きを感じるのである。例へば我々是我々の呼吸を無意識的に自然にやつて居る。若しこの絶えず營まなければ忽ち生命の斷絶する——いのちといふ詞は「息の道」もしくは「息の内」といふ意味だといふ説がある——呼吸を、我々が意識的に努力してやらねばならぬとしたならば、我々はその努力に疲れて外の總ての生活行爲をすることが出来ないであらう。病氣はかうした我々の無意識的に自然に行つて居る活動を妨げる、さうして同時にその他の我々の生活行動を妨げるものである。人はかういふ病氣に會つて始めて平生何の氣もなく無意識に、自然に恵まれてやつて居る行動の有難さを感じるのである。かうした事例は考へればいくらでもある。さうして第二の天性といはれる習慣の我々の生活に於いて占める意義も亦、これに類するものがある。

る。我々の日日やつて居る些事、例へば洋服を着るとか、電車に乗るとかいふ事にしても、生れて始めてそれをやる時のことを考へれば、我々はそれに對して妙に緊張したり不安を感じたりすることが、意外に多いのを感じて居る。今私の所に琉球の女學校を出たといふ女中が来て居る。彼女も多くの東京を志す女中の如く、洋裁をやりたいとか生花を習ひたいとかいふ理想を抱いて居るのであるが、併し日常の掃除とか食事の仕度とかが一つも出来ない。それを習得するまでは洋裁だとか生花だとかは思ひもよらぬ事である。だが彼女がさうした日常の平凡事を習得して、それを簡單化して時間の餘裕を生むことによつて、彼女の理想實現の途につき得るか、或は途中にして自分の女としての仕事の出来ぬがひなさを自覺せず、洋裁や生花の出来ぬ女中生活を無意味なりと斷定するかは、今の所ちよつと未知數である。彼女を當惑させる一つに電話がある。電話が外からかゝつて來た時、彼女はそれを主人に通ずるまでに間違へてそれを切つてしまふのである。さうして間違へた後それを訂正するつもりか、態々それを下の方にひつかけるから、相手はいくらかけても通じないことになる。併し電話を受けたこともかけたこともない人にとつて、かうしたまごつきは止むを得ぬことである。恐らく今の彼女にとつて電話のかかるといふことは頭痛の種であらう。けれども彼女はそれを度々繰返すことによつて、それに慣れて苦にしない位の修業は出来るに違ひない。我々の生活に於いては、かうして得られた習慣が、自然によつて與へ

られた活動と共に、我々の生活の基礎となつてくれるが爲に、始めて我々の新しい試みや向上の道が實現されるのである。習慣の我々の生活に於ける重大な意義、この習慣が我々をよい方に方向づけるか、わるい方に向けるかが、我々の生活そのものの方向を決定することは、上に説く所によつて十分理解の出来ることである。

習慣の意義の重大はかくて縷説を要しない程である。併し我々の生活を單なる反復とし、我々の生活の發展を妨げて、これを硬化する者も亦習慣である。バスの女車掌が始めてその職務に従事する時の緊張と苦勞とは大したものであらう。併しそれが慣れて來ると共に、機械的になつて冷かな事務的な、出来るだけ勞力を惜む行動となつて來ることもあらう。

我々が良い車掌と思ふものは、かうした習得によつてよく勞力を節約し得る、即ちむだな緊張を省くと共に、その職務上に於ける生き／＼した感情を失はぬ人々である。私は電車やバスに乗つた時、かうした車掌に對して衷心から敬意を表することがある。

習慣は養はねばならぬが、同時に又打破されねばならない。新しい習慣を始めるのに勇敢でなければならぬが、又舊い習慣を打破するにも勇敢でなければならぬ。我々の日常生活は極めて平凡無事のやうであるか、常に前門に虎を防いで後門に狼を迎へる危険を有することを、我々は心しなければならぬ。

（昭和十七年五月二十五日）



行刑のもつ諸々の活動のうち、教誨とか教育とか、收容者の精神の高揚を直接に目ざすものを教化といふ。いや、さういふとするならば、かゝる教化に一定の具體的方針があつたかを、僕は疑ひたい。少年の教育については、少年錬成規程、少年行刑教育令があつて技術的には一應の方針を得てゐる。問題はもつと總汎的にいつて、教化一般についてであり、もつと細かくいつて總衆教誨についてである。

總衆教誨は、偉大なる人間の偉大なる説話に非ざれば、「刑務所」の説話でなければならぬと僕は考へてゐる。「刑務所」の口であり、「刑務所」の語るべきものであるならば、それは、もつと組織化された基礎の上に築かれねばならぬであらう。

野に遺賢ありや否はいま問ふところでない。ひねくれた考への一切を捨てて、野の遺賢を自負しつつ、道を説きながら一生を送ることも刑務官の大きな光榮ではなからうか。しかし、さうなれば、最早、野の遺賢でない。

教誨堂に集るあの受刑者達をみて、初めて知つた。やはり、硯と墨とは均一體、あの風體はどんなものであらうか。あれは、結局に於て「ねまき」なだけではなからうか。教誨堂に「ねまき」を着だままで、臨席させて、それで、受刑者の節儀の上に何ものかを與へようとするのは、餘りにも形而上的ではあるまいか。羽織袴までは着けさせられないけれど、せめて、作業衣かそれとも何か別の簡素ではあるが、すつきりした衣類を與へたいものである。たかが衣類とはいふ勿れ、行刑改良の重大な方向たることを失ふものではない。

同じ様なもの、もう二つ。晝間の入浴。工場の理髮。

硯が悪いと墨色が悪いことを、僕は十銭マートから十銭の硯を買つて來て

刑務所を見た誰でも感じは、それが安アパートよりはよいといふことである。これは參觀者の一種のマンネリズムである。而も低俗なマンネリズムである。其處に英米崇拜がないといふことを誰がいひ得よう。かういふ見地を脱した眞摯な行刑批判が欲しいものである。

道義を強調することは佳し。ただ、具體的な場合に何が道義に合ふものがあるかを知ることが難しいことなのだ。

（眞野阿菟）



# 心の民族

常盤敏太

『心の民族』といふ言葉を聞いたのは、ドイツのラートブルッフ先生の許であつた。

昭和七年の暮も近く、ハイデンベルグの先生宅で、かの地の教授や教授夫人、それから作家のリカルドフーフやウエーバー教授未亡人が集まつたことがある。この茶會で、わたくしの話に聞き入られた先生が發せられた言葉がこれであつた。今でも耳朶に残つてゐるが、先生は『では、日本人は全く心の民族だね』といはれるのであつた。

當時、わたくしの話したことの詳細は覚えてゐない。しかし、大要次のやうなことであつたと思ふ。

『日本人は数字や技術を明瞭に出すことを嫌ふ。それでゐて、相手がかちらの意圖を正確に察知する仕組になつてゐる。定規を使つた直線は正確だらうが、観る人が直線だと見て呉れる方がその目的を達することは確かである。日本人は人間が精密になり得る限度を知つてゐる。』

地球上『心の民族』と呼ばれる程のものは日本以外には無いやうである。東亞共榮圏の指導理念などを觀ても肯ける。

これに對して、わたくしは、外國の諸民族を『形の民族』と呼ぶことにしてゐる。實際、外國人は『勘』がない位に数字や物質といった形で生きてゐるのである。人口が何億で、石炭が何億噸で、石油が何億バレルで、鐵鋼が何千萬噸でなければ、仕事は出来ないと思つてゐる。支那軍の戰爭でも、我方軍勢五十萬と宣傳する。敵が我方百萬と言へば、五十萬と百萬では、五十萬の方が退却するのである。皇軍の將兵が實際にやつてゐるやうに、一人で五十人も百人もを捕虜とするなど精密な計算には出て來ないと驚くのである。

科學の精隨の一たる飛行機でもスピットファイヤーは時速〇〇〇軒世一だと言へば、之に敵ふものはないと思つるのである。ところが、日本人はそれは墜落する速度にもなると感ずる位である。落ち、墜される精密さを晒ふのである。さうして、大東亞戰爭で米英機を正確に墜落させてゐるのである。日本人は誰も安心して、日本機の性能を精密には知らされてゐないのである。

話題は大東亞戰遂行中の第一線にも銃後にも無數にころがつてゐる。しかし、それは讀者の心に任せよう。限られた紙幅でもあるから。兎に角、日本人といふのは世界に類例のない不可思議の民族であるらしい。物心合してこんな文化を持つた民族は斷じて他にあり得な

い。世界がわが八紘一字の理想の傘下に入れば、人類といふものも、完成され、よほど神に近くなるであらう。

さもあらばあれ、ここにわれわれが考へなければならぬことは、さしあたり、世界の諸民族は、今日、尙、一字に入らない八紘の儘である。この八紘がわれわれの文化の高きに從ふまでは、彼等を導き、かれらを信ぜしめねばならぬ。かれらが向から動いて信じて來るならば、之はもう『心の民族』の資格がある。『形の民族』の中にも突變がないのではない。昔ならば、釋迦とか、孔子とか、耶穌とか、ライブニッツのやうな人もあつたのである。それらの道は日本民族の心にのみ播受されてゐる。今日でも滿洲族を初め個人としてはヒトラーとかムッソリーニとか汪精衛とかビボンといつた心の分る人間が居るのである。しかし、こんな『心の民族』は未だ未だ數において九牛の一毛であらう。さうすれば、これらの者に『心の民族』を知らしめねばならぬ。それには『人を見て法を説け』と、われわれの祖先が訓へてゐる。言ひかへると、東亞共榮圏建設や世界新秩序建設に當つて、世界の諸民族を心の民族とする終局目的の前に、先づ日本の強國にして文化の高きことを形で示し、彼等の唯一の理解方法である数字や分量で納得せしめなければならぬ。

例へば、日本が舉國一致であることを示すには、國民が物資の需給、収入の限定等に不平の聲一つ發てず、納税の成績や貯蓄や献金の多額に協力を現はし、或は先頃の選舉の如き場合はドイツの國民投

票の如く投票率九割六分以上を得、苟も推薦制をとれば十割の當選者を出す如くするのが近道である。自分の心さへ盡忠報國なればよいなどと、超然としてゐるのは洵に結構であるが、それは今日の行動主義に反すると同時に、外國のない或は外國から相手にせられなかつた時代の獨善、或は孤獨主義とも墮するのである。今日、われわれが日本は世界最優秀民族であることを確信するだけに、その國際的地位を考へなければならぬ。鎖國でも東海の孤島でもないのである。

それに、東亞の盟主ともなれば、先づ吾族のことも考へねばなるまい。汪精衛首席やビブ首相が東亞共榮圈の指導原理に従つて來ても、日本が強い形を示さぬと、専ら日本に頼つてゐるだけに、蔣政權を倒壊せしめ、或は英國の經濟的、政治的影響を驅逐し、全國民を協力せしめることが遺りにくい。外國は日本と異り、東亞共榮圈については日和見の人民が多いと見なければならぬ。之を進んで協力せしめるには日本が強いことを形で示さねばならぬ。陸海軍の強大は遺憾なく示されてゐる。如何なるデマもこの大戦果を蔽ふことは出来ない。しかし、政治經濟に於ても統一や富強を示さねばならぬ。軍力で勝つて政治經濟で負けたドイツの先例もあるからである。日本は大御心、換言すれば、國家の意思は常に一億之に向つて翼賛し奉つてゐるのであるが、嘗つて、政黨人が、競馬やスポーツ或は角抵に悞つた者のやうに、議場で角逐をやつてゐると、『日本は國論分裂だ。政治力も經濟力も弱まつた。従つて戦争は出来ぬ。』などと英米にデマ宣傳せられる。この結果は支那の排日侮日、蘆溝橋の發砲、北支事變、支那事變さては大東亞戦争となつたのである。パンパンと鳴れば一億一つ

の火の玉となるのは、われわれ日本人には當り前のことであるが、外國人には、『政黨の争』も日本人がどんな心でやつてゐるか知る由もない。専ら形の上で國論不統一と觀るのである。謀略とか、隙を見せて敵を誘ふといふならば、戦闘の話であつて、苟くも大戦役における兵法は戦はずして勝つのが奥義である筈だ。米、英、支の誤算がなければ支那に損害を被らしむるは勿論、わが邦同胞の多大な貴い犠牲も避けられたかも知れない。戯談にしる兄弟墻にせめぐのはよいことではない。東亞共榮圈の理想ではない。

『心の民族』といふ言葉は洵によく日本民族を言ひ表はしてゐる。實際、支那では迷信に墮した儒道の易經の如きも日本では民族の道、民族の心と採り入れられたのである。佛教思想が大乗佛教となつたのも『心の民族』のお蔭であらねばならぬ。宗教や文學が心を説いた宗教であり、心を書いた文學であつたことは言ふ迄もあるまい。大乘佛教は言ふまい。紫式部の物語から清少納言の草紙、更に、鴨長明、兼行の隨筆、西行の短歌、芭蕉の俳句は言はずもがな、近松の世話物とか江戸文學も純粹に心の綾を取扱つたものである。それだけでは無い。日本民族は歌舞音曲の類から造型美術に至る迄、凡てに心を要求したのである。雲の如き名筆名匠が心の鍛練をなし、ひたむきに民族の心を表現したことであつた。

文化的勞作が唯心的であり得ることは『形の民族』についても往々見られる傾向である。しかし、『心の民族』であるわが同胞は、皮肉

にも、實は、この心を最も困難であるべき『武士道』において、最もよく具現してゐるのである。武家の家憲や藩の庭訓など擧げ出したら、筆者の知る限りでも一冊の書物になる。假りに、われわれに共通に有名な、御存知の『葉隠』のどこでも開けて見られるがよい。その『四誓願』は勿論のこと『大慈悲より出づる智勇が眞のものなり』、『損さへすれば相手はなきものなり』、『よきことをするとは何事ぞといふに、一口にいへば苦痛をこらふることなり』、『わがために悪しくとも、人のためによきやうにすれば、仲悪しくすることなし』などを讀んで日本人の心の修養の程が分らう。しかし、外國人でこれを一讀して直ちに分る人は殆んどないのである。少くとも餘程説明せねば駄目である。恐らく、『形の民族』には禪の考案以上に悟れ得ぬものであらう。これもわれわれ『心の民族』には、最早、勘で分る程度の血

液を、祖先から受け繼いでゐるのである。

わが忠勇なる陸海軍の將兵は、國民皆兵の選手として『人に勝つ道は知らず、我に勝つ道は知りたり』と悟りながら、五・五・三の比率でも、三十萬の常備軍でも、質で来いとばかりに最良の兵器をわれとわが血潮にとけ込ませて行くのであつた。恰も、禪がとり入れられ、儒道が生活化されたのと軌を一にしてゐる。かくて『武士道といふことは死ぬことと見つけたり』と大悟してゐるのである。天衣無縫の心でなくて、その『心の民族』でなくて、數字や物量で出来ることであらうか。

『心の民族』といふ言葉を、わたくしは、大東亞戦争の大勝利のまにまに味了しつつ、近く完成すべき東亞共榮圈の相として夢みてゐるのである。

執 筆 者 介 紹

- ◇ 高須芳次郎 日本大學教授・文學博士
- ◇ 安倍能成 第一高等學校長
- ◇ 常盤敏太 東京商科大學教授
- ◇ 松本鳴枝樓 武 道 家
- ◇ 石山賢吉 ダイヤモンド社長
- ◇ 林 秀 日本青年外交協會・著述家
- ◇ 石光 葆 作 家

- ◇ 養田長平 元刑務所長
- ◇ 佐伯復堂 東洋古典學者
- ◇ 緒方政徳 事務官(行刑局)
- ◇ 橋本義二 司法屬兼看守長(行刑局)
- ◇ 備 榮彦 司法屬(行刑局)
- ◇ 久保田眞太郎 司法技手(行刑局)
- ◇ 田中茂雄 看守長(浦和刑務支所)



# 提案 一

松本鳴弦樓

海軍大將米内光政氏は、艦隊猛訓練の必要なる理由を説いてかう云つてゐる。

「實戦ともなれば、兵は大抵、精神的にマイナスになる。そのマイナスを埋めて、實戦即平時の氣持で行動し得るやうにするのが猛訓練である。猛訓練は、弱者を化して強者となすことが出来る。」

に首を突込んだ者だが、自分の考へるところによると、武道なるものは、結局、形から心に入る修養法のやうである。いさゝか端的に過ぎる斷定のやうだが、わたくしの経験と思考とに於いては、どうも、かう理解するのがいちばんピッタリする。で自分は、武道をかう理解し、誰れに對してもかう説明し、嘉納治五郎先生に御話をうかがつた折にも、柔道をかう説明して先生の御同意を求めたのだつ

だが、今次、海軍大戦果の原因たる艦隊の猛訓練について、たまに米内大將が、前記のやうに説いてゐるのを見て、矢張り同じやうな理解に立つてゐる、と思つたのである。

早い話——自分等が劍柔道をやつて見て、最初は單に、打つ、倒す、こらへる、踏込むと云ふやうな、形にあらはれたわざを習得することが教へられ、また自分自身も單にそれだけのことを懸命に稽古するに過ぎないのだが、そのわざを繰返して漸次それに熟達して來ると、いつの間にか、そのかたちにはあらはれたわざの熟練が、精神に感應して、或は攻撃的精神となり、積極進取の氣象を生み、あるはまた剛毅沈着の氣風を養ひ苦難に堪へて難關を踏み越える忍

苦難に堪へて難關を踏み越える忍になつて來る。それは、修行者自身には、或は自覺し得ないことがあるかも知れないが、他人の修行過程——就中、子供の修行して行く道程を見てゐると、實によくこの、形から心に入つて行く状態がハッキリと看取される。つまり、氣の弱い子供が強くなり、負けじ魂が強烈になり、落着きのないのが沈着になり、引込み思案がいつ

か進取潑刺の風に傾くと云ふやうに。即ち、武道のうちには、かう云ふ、もろ／＼のいゝ要素が包含されてゐるものであるが、修行者がその美德を發揮するに至るか否かは、結局、鍛錬如何にあり、ここに稽古の必要が起るのである。すなはち、技に數かけ、習熟することによつてのみ、形から心には入り得るのである。武道に「數けいこ」と謂ふのは、この意味を端的に表現したものであらう。

## 二

もとよりわたくしは、法律のこなど何もわからないが、右のやうな意味合ひから、今日の行刑制度に對し一つの注文がある。それは、被收容者に武道を修行させてはどうか、と云ふ提案である。即ち、被收容者に武道を修行させて

彼等の品性を陶冶すると云ふことである。神を説き、佛を説きつゝ、苦痛を與へると共に矯化して行く今日の行刑制度も一つの方法であるが、形から心に入つて行く日本武道的修養法は、更に端的にして實際的な矯化方法ではないだらうか。そしてこの方法は、形から入つて行けるものだけに最も容易な方法ではないだらうか。

刑罰が、犯罪に對する應報であり目的であるならば知らず、刑罰が所詮手段であり、行刑と云ふことが矯化の一方法である限り、わたくしの謂ふ刑務所に於ける武道奨励と云ふことも滿更意味のないことでもなし、それ程突飛な提議でもあるまいと思ふ。

總じて今日の法律思想は、外國法律にその源を發してゐる關係上、刑罰等に於いても、自然、外國流の考へ方をするのが常道のやうに思はれ、その制度等に關する考へ方も知らず／＼のうちに外國流を真似て、他の考へ方などは兎角等閑視されるのかも知れぬが、今日の日本は、日本の刑政は、もはや從來に見る如き何處か外國の法律思想や制度に依存したやうな考へ方から脱却して、ほんとうに日本独自の立場に立つて、純粹日本流に考へ直すべき時期に到達してゐるのではないだらうか。これは決して固陋な考へ方ではない、最も進歩した考へ方である。

日本には、日本独自の武道と云ふ修養法が存在し、それが日本の

國民性を形成して、明治以來、今日の日本をつくり上げる原動力となつてゐることが明らかであり、而かも今次大東亞戦争の戦捷と建設とに、この武道が、この國民性が如何に大きな役目を果してゐるか云ふことが、餘りにも明瞭に證據立てられた今日、被收容者を武道によつて鍛錬し、この積極的方法によつて刑罰本來の目的を積極的に達すると云ふ考へ方も存在してゐるのではないだらうか。勿論これが實現に當つては、他に色々考へが拂はれなければならぬが佛教やキリスト教の教誨法が方法であるならば、日本武道の修行による矯正法も亦たしかにその方法である。否これは最も日本的な方法である。



# 獨ソ再戦を 中心として

林 秀

## 話講交外

### 獨ソ戦の與へる影響

ら米英の幻影が拂拭されてゐないので、ラヴァルとしても相當にやりやくところだと思ひますね。」

○「トルコの立場も、フランスとよく似てゐるやうですが。」

×「灰色だといふ點では、ですね。けれどもフランスには多分の面子があり、あがきがあります。相撲で言へば、上位力士が黒星つきでゐるやうなもの、土耳其は十兩ながら打撃つたり、とつたりを打つたり、とにかく白星でゐますよ。従つて仕切りも極めて慎重といふところですが、こゝを無理して米英ソなどを押切つたりしようとするれば、非力の悲しさで一遍に叩き伏せられて了ひます。と言つてみすく、勝と判つた樞軸側に背中を向けるのも考へもの、獨ソ戦でも早く鬼がついて呉れなければ全くやりきれんといふところではせう。」

○「してみれば、今度の獨ソ戦の歸趨如何は世界の動向に大きな變化を與へるものですね。」

×「言ふまでもありません。米英は勿論、今言つたやうにフランスにして

×「そこには、何んと言つても日本の力が大きく反映してゐますよ。イギリスは東亞の資源を失つた上に、インドの人的資源を全くゼロにしてしまつた。英本國の勞働力の不足は餘程ひどくなつて居ります。太平洋の南から東を眺めると、濠洲が生じつか餘喘を保つてゐる爲に、アメリカは、米國本土から布哇、布哇から濠洲の此のとつもない長い線を確保してゐなければなりません。そこには、文字通り世界無敵の帝國海軍が嚴然と控えて居ります。と言つて、濠洲を放棄することは太平洋を放棄することです。アメリカとしては面子にかけても、この一線を保持したいところです。歐洲にはイギリスといふ楯が曲りなりにもあります。太平洋は吹き曝しです。いつ此の邊に旋風がやつて來るか、歐洲大陸どころではなくなつて來ましたよ。」

○「すると、獨ソ戦の勝敗が世界大戦のピリウドですね。そしてそれは、何時頃ですか。」

×「まあ、待つて下さい。七月一杯待てば、じめんくした空模様もハツキリします。これだけは斷言できますね。」

(終)

### フランスの去就

○「マダガスカルの不陸上陸やマルチニク島へのアメリカの横車で、フランスもいよいよ樞軸側へつきさうになりましたね。」

×「大勢は、さう見てもいゝでせう。けれども、フランスの内部的な事情は仲々簡單にはいかないのです。」

○「ラヴァルの出現は、親獨的傾向の現れと見る譯にはいかないのですか。」

×「新聞などでは大分さういふ見方もあつたやうですね。大體、日本人は他國人を見るのに親米派、親日派、親ソ派などと直ぐ色分けをしたがりますが、さういふ見方の正しくないことは支那の親日派といふもので既に經驗済みぢやありませんか。××派○○派といふのは要するに政治上の手段で、この政治的手段は政治的見解と一致する

場合もありますが、またその反對の場合もあり得るのです。ラヴァルも親佛派以上に親獨派ではあり得ないと斷言してゐるでせう。」

○「では、ラヴァル出現の意義は？」

×「獨逸との種々の交渉があるからです。由來、自分の方に都合のよい親○派といふやうな人物が出て來たら、その國の眞の意圖といふものは充分に警戒しなければなりません。と言つて、別にラヴァルが獨逸に敵意をもつてゐるといふ意味ぢやありませんよ。簡單に言へば、フランスはラヴァルによつて獨逸と協調し、協調することによつて獨逸の壓力を緩和し、獨逸の壓力を緩和することによつて國內を一本に纏め、國內を纏めた政治力をもつて來るべき段階の世界政治に發言しようといふ下心ではないかと、私は見てゐるのです。」

○「それでは、歐洲第二戦線の結成といふことも當分覺束ないですね。」

×「とても！そんなところではないのです。アメリカが北愛蘭に兵を送つたことですら國內では相當論議的になつてゐます。」

○「北愛蘭の派兵は濠洲に向けるべきではなかつたか、といふアレですね。」

×「さうです。假りにいま米英が無理をして第二戦線をデツチあげたところで、それは寧ろ獨逸に絶好の作戰目標を與へるものでせう。現在の獨逸としては、さういふ場合直ちに獨ソ戦線を押えて置いて、歐洲上陸軍を眞向微塵に叩き潰すほどの實力は持つてゐます。さうなつてみると、アメリカは別としてイギリスは全くのスカラカソンになり、英本土の防衛にも事缺くと

### 第二戦線の可能性

○「それでは、歐洲第二戦線の結成といふことも當分覺束ないですね。」

×「とても！そんなところではないのです。アメリカが北愛蘭に兵を送つたことですら國內では相當論議的になつてゐます。」

○「北愛蘭の派兵は濠洲に向けるべきではなかつたか、といふアレですね。」

×「さうです。假りにいま米英が無理をして第二戦線をデツチあげたところで、それは寧ろ獨逸に絶好の作戰目標を與へるものでせう。現在の獨逸としては、さういふ場合直ちに獨ソ戦線を押えて置いて、歐洲上陸軍を眞向微塵に叩き潰すほどの實力は持つてゐます。さうなつてみると、アメリカは別としてイギリスは全くのスカラカソンになり、英本土の防衛にも事缺くと

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

も、トルコにしても、印度や重慶にしても、今度の獨ソ戦には重大な關心をもつてゐるのです。」

○「獨ソ戦も、ケルチの戦ひなどを見ると大分景氣がいゝやうぢやありませんか。」

×「ケルチは大成功のやうでした。獨逸は對戰車砲の素晴らしい奴をもつて、彼處へ向つたやうです。然し、獨ソ戦が本格的になるのはこれからですよ。ヴォルガの水温んだとは言へ、北歐の春はまだ相當に寒いです。獨逸は緒戦の手初めに先づケルチを叩いてみました。獨逸の作戰主力コーカサスに向ふとみるや、ソ聯の有力な戰車隊はハリコフに出て中央に雪崩れ込ませましたのです。この作戰は一應成功したやうに見えましたが、惜しいことに戰車隊につよくソ聯の歩兵部隊が無力だつた爲に、戰車隊が後續を斷たれて孤立してしまつたんです。そこを獨逸側の有力な最新式對戰車砲にやられて了ひました。こゝで注目すべきことは、第一にソ聯歩兵部隊の質的低下、第二に英米からソ聯に送られた武器の弱點です。」

○「英米の援ソ物資は相當送られてゐるのではせうか。」

×「かなり送られてゐると見ていゝでせうね。ところが今お話したやうに、それが思ふほどの偉力を發揮してゐないのです。英國自身アメリカの飛行機なんか改装しなければ使へないと言つてゐる程ですからね。」

いふ始末になりませう。」

○「アメリカが大軍を派遣するといふやうなことはありませんか。」

×「ソ聯は頻りにイギリスに第二戦線の結成を要請してゐますが、イギリスはさうするとお前の方へ物資は送れないが、か、と言つて逆に出て來てゐます。然し、イギリスの内心もアメリカ軍の遠征は希望してゐるやうです。だが、當のアメリカはどうかといふと、第一に船がありません。造船能力も相當のやうですが、何しろ沈められることになると簡單です。半年も一年もかかつて造つた船が、沈む時は五分とかかりません。一ヶ月の造船能力五十萬噸内外としても、沈む方も一ヶ月には四五十萬噸ですから、一年に百萬噸内外、これでは修理船舶の代用も出來ません、現に南米航路の制限が問題になつてゐる程ですから、船舶の不足は深刻なものがあります。それを無理算段して歐洲へ渡つて御覽なさい。みすみす樞軸潜水艦の餌食ぢやありませんか。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」

○「全くです。では獨逸も強力な第二戦線といふ心配なしに獨ソ戦を戦へる譯です。」



話講濟經

住宅建築の革新

石山 賢吉

千葉縣の木更津へ選挙の應援演説に行つた。一時間ばかり空いた時間が出来たから、町へ散歩に出た。古本屋に立ち寄つて、成瀬政男氏の著「ドイツ工業の印象」といふ書籍を買つた。

成瀬氏が齒車の權威者である事は、豫ねて聞いて居た。その書籍が齒車に關する専門的の記述であれば、私には解らないが、その内に一箇所でも解る處があればその價は本代の何百倍にも相當するものであるから、内容を吟味しないで、その書籍を買つた。そして、演説の順番を待つ樂屋の内から、その書籍を読み出した。

果して内容は、齒車の事が大部分であつた。だが、それ以外に、獨逸の勞務者住宅の事や、大衆自動車、少年少女團の事や、學生生活の事など書いてある。是等の事は、私が他の書籍を讀んで斷片的の知識を得て興味を感じ、その全貌を知りたく思つて居た折柄であるから、貪るやうにして讀んだ。

學者的の飾りのない筆で、スラ／＼と書いてあるものだから、誠に讀み易い。私は、それ以來、餘暇があればその書籍を讀み、短期間に、私の讀める部分を讀んで了つた。

實は、私も、獨逸へ行つて見たと思つて居た。一昨年末、勸める先輩もあつたので、一旦その決意をし、同行者まで物色したのだから、獨逸戦争の發生に依つて中止した。

處が、成瀬氏の書籍を讀むと、私が獨逸へ行つて調査して見たと思つて居る事を半ば以上書いてある。私としては、天與の書籍ともいふべきものであつた。

成瀬氏の書籍を讀んで、最も強く感じたのは、勞務者住宅の事であつた。それは、私が夢に描いて居る事である。それを獨逸が實行して居るではないか。

私は、大都會の住民が住宅を持たない事を不自然に感じて居る。何とかして、各々が住宅を持ち得る方法はないか。

だが、考へて見れば、日本だつて、遺り方に依つては、これに近い事が出来るやうに思ふ。

日本家屋の建築は、百年前に比較して、少しも進歩の跡がない。間仕切りや雜作には進歩の跡はあるが、之を経済的に建築する事には、毫末の進歩もない。

相變らず手工式の建築が營まれて居る。之を思ひ切つて機械化する。勿論、設計も機械化し得るやうに變へる。そして屋内の構造も、ぐつと單純化する。經濟本位の設計にするのである。

金の有り剩る人は、その構造に數奇を擬らすのもよい。だが、大多數は、經濟に重きを置くであらう。

私は、滿洲のハルビンで露西亞人の住宅を見た。家は極めてお粗末なものであつた。だが、屋内の綺麗なのに驚いた。綺麗に裝飾して、瀟灑な生活をして居るのであつた。然も、その裝飾品は全部安物で、雜誌の口繪を切り取つて額にして居るのだ。それでも、それに、生花を添えたりなどしてあるもので、その室が綺麗なものになつて居た。

私は、家の綺麗も、穢いも、心掛け次第だと、その時強く感じた。日本式の家屋は、手がこんで居る。

か。それを永年夢に描いて居るのだ。

處が、成瀬氏も私と同病者らしい。唯、私と成瀬氏と違ふ處は、成瀬氏は、勞務者住宅を思ひ、私は、月給取住宅を思つて居るだけである。兩者、接觸面が違ふから、この差を生じたまでのもので、その根本觀念は同一である。

成瀬氏は、日本の友人に、勞務者に住宅を持たせたい事を話した。然も、それは耕地附の住宅である。衛生設備の行届いた工場を、林の中か、花園の中に建設し、其處に働いて歸つて來た勞務者は、自分の家で憩ふ。そして、休みの日には家族揃つて、土に親む。斯くして、勞務者は自己の地位を認識し、社會は勞務者に對して相當の敬意を拂ふ。是が成瀬氏の理想である。

成瀬氏の友人は、空想家の夢物語だといつて軽くあしらつたさうである。處が、成瀬氏がその事を獨逸で話すと、成瀬氏の助手をして居た獨逸人が獨逸はその夢物語を實行して居るといつて、實地を案内して呉れた。著書に

從つて、建築費も多く掛る。構造を單純化し、建築を機械化せば、建築費はグツと安く上るやうに思はれる。

勿論、今までの家屋を見慣れた眼から見れば、殺風景に感ずるであらう。だが、今日の如き高い家賃、今日の如き一生借家住居をして居る事に比較すれば、殺風景を償ふて剩りあるであらう。おまけにその殺風景も、住む人の心掛け次第で解消し得るものなるに於てをや。

次は、土地である。日本は土地代が高く困る。前掲の表にある通り、獨逸の勞務者住宅は、整地費も加算して一坪三三三に過ぎない。収入對比の換算で、之を三分の一に切り下げれば、日本の一圓にしか當らない。實に廉價である。

日本は、これほどまでに行かないがこれに近い所ならば行く。私は、四一五年前、小田急沿線で、多摩川を渡つたばかりの處に、ダイヤモンド社の農園用として土地を四千數百坪買つた。今日はそれより騰貴して居るが、それでも五圓以下に買へるらしい。

其處は、波丘状態の高臺で、南に富士山が見え、住宅地としては理想的の處である。現在は電車が稍不便だ。電車は一時間毎である。だが、乗客が増加すれば、電車の運轉回数は増加して呉れる。そして、連絡もよくして呉れるであらう。そうすれば、都心より

はその見學記が書いてあるのである。成瀬氏が見學に行つたのは、ドレスデンの郊外フライタールといふ所に在る一群の勞務者住宅であつた。その勞務者住宅は、會社で建築し、勞務者へ月賦で賣渡して居るものである。建築費は、大體次の如きものであるといふ。

全建築費(一戸當り)	六、二〇〇
土地(千平方米)	七〇〇
土地附帯工事	二一〇
家屋建築費	四、五四〇
右の附帯工事	三〇〇
測量税金その他	四五〇

その建築費は六千二百マルクである。この金額だけを見ると、可なり高價なものであるが、勞務者の收入に對照すると、非常に割安なものである。獨逸の勞務者は、一ヶ月二百五十マルク乃至三百五十マルクの工資を得て居るさうである。日本の勞務者に比較すれば、ザツト三倍である。日本の勞務者ならば二千圓の家を提議された同一である。

この程度ならば、日本の勞務者も購入が可能である。土地は三百坪附いて居る。家の大きさも相當である。中央が十二疊位の居間、その脇に八疊大の寢室と小さな浴場と六疊大の臺所があつて、二階があるのである。二階は家根裏式ではあるが、其處に寢室が一つ位樂に取り、家

四一五十分の近距離になるのである。その附近には、未開の住宅地が澤山ある。この邊を今の地價で手に入る事が出来れば、安い住宅地となる。百坪で五百圓に過ぎない。

一坪五圓ならば、一反歩千五百圓となる。斯うした高價な知地はない。だから、農民がその土地を手放す場合はその収入は充分である。多くの農民はその土地を、それより遙か安い價で手放して居るのである。

それが實際に住宅地となる場合は、その何倍かになる。この中間作用が氣に食はない。農民は、大切な土地を手放すのだから、その収入が多い事を望む。だが、中間作用に依つて、その土地が不當になる高くなる事は、絶減すべき事である。

私は、之に對して國家政策の發動が望ましい。土地が五百圓に濟めば、全體で三千圓位の住宅が出来ないか。建坪二十坪一坪百圓、全體で二千圓、之に附帯工事費を加へて、その統計を三千圓と見るのである。

即金を千圓拂ふ。アト二千圓を月賦拂にする。利息を低利四分とすれば、一ヶ月七圓、これに元金の償却八圓を加へて一ヶ月の支拂を十五圓とすれば、その家は十數年で、その人の所有となる筈である。

目下資材不足であるが、住宅不建築といふ譯に行かない。私は、思ひ切つた改良をしたい。住宅營團の一考を煩はしたい。

族が殖えれば、其處まで擴張し得るのである。水道は勿論附いて居り、食物の調理は電熱器を用ひる。日本の中流階級以上の立派さだと成瀬氏は書いて居る。建築費六千二百マルクの内、千二百マルクは、購入者が自からの貯金を以て即金で拂ふ。残り五千マルクを月賦拂にする。それは勿論低利である。一ヶ月二十四マルクを支拂へば、利子を拂つて元金の償還にもなる。之を幾年か繼續すれば、自分の住宅になるのである。

成瀬氏の著書には、年賦の年限を書き洩らしてあつたが、私が他の文獻に依つて知つた處に依ると、獨逸はヒツトラー政權になつてから、餘り長い年賦はいけない。それだと、一生その人の所有にならない。之を短期に改めたといふ事であるから、勞務者住宅の月賦拂も、その期限は十年か十五年の事であらう。

右の外、獨逸には、自動車月賦販賣の計畫もあつた。これは、殘念ながら歐洲第二次戦争發生の爲め中止になつたが、自動車の代價は九百九十マルク一ヶ月二十七マルクを支拂へば、四年後にはその自動車が自分のものになるのであつた。

獨逸の勞務者は、今いつたやうに、一ヶ月二百五十マルク乃至三百五十マルクの収入があるのだから、右二つ共支拂が可能である。日本の月給生活者

# 監獄改良の先覺者 留岡幸助翁(上)

蓑田長平

## 翁が最初に達着されし社會問題

刑政一月號に有馬四郎助翁、二、三月號に小河滋次郎博士、四月號に原胤昭翁と、吾人の景仰せる先覺者の傳記や隨筆がつぎつぎに掲載せられたのを見て、私は、監獄改良の先覺者留岡幸助翁を想ひ起さずには居られない。留岡翁は前記三先覺とは親交あり、因縁淺からぬ間柄であつて、共に社會事業に盡瘁された効績は偉大なるものがある。京都同志社在學中既に監獄改良の必要を痛感せられ、將來一身を此事業に委ねんとする堅い決心の下に、明治二十四年二十八歳にして教誨師を拜命し北海道空知集治監勤務を被命、同二十七年辭職の上監獄學研究並に獄事視察の目的を以て米國に遊學し、二年にして歸朝、同三十一年再び教誨師として

集鴨監獄に勤務され、同三十二年警察監獄學校教授となり、同三十七年同校官制の廢止せらるゝまで勤続せられたのである。翁が監獄改良の必要を痛感せられた動機に就ては、昭和三年に書かれた「予を語る」といふ隨筆の中に最初に達着せし社會問題と題して左の通記述されてある。

私は元來貧家に生まれ、且つ幼にして身體虛弱なりしたため、小學校も半途で退學したほどであつたが、漸く長じて基督教を信じ、更に京都同志社に學び、生涯の基礎をこゝに造ることとなつたのは誠に此上もない仕合せだつたと思ふ。殊に同志社在學中、人間社會には二つの暗黒な方面、即ち一は遊靡、一は監獄のあることを知るに至つたのは、私が社會問題に達着した最初のもので、これが引續いて今日に至るまで、多くの影

響を私に及ぼしてゐる。當時に於ては遊靡問題や、監獄問題は世人の注意を惹くこと極めて鮮く寧ろ漫然看過されたといふ方が適切であつたと思ふが、私は基督教の光を以て、此二大暗黒面を照らすの必要を認め、二者のいづれを選びて畢生の事業と爲すべきかに就いて種々考慮する處あり、終に身を以て監獄改良に當るべき決心を爲し、偶々同窓の友人から斯道の鼻祖とも云ふべき「ジョン・ハワード傳」を借覽するに及び

愈々其の決心を堅うするに至つた。これを見ても如何に翁が學生時代より監獄事業に執着心を持ち、之を以て終生の事業として居られたかが分るのである。斯くて翁は大なる抱負と期待とを以て、第一步を教誨事務に印したのであつたが、一基督教徒が眞宗獨占の教誨

に介入したることが非難的となり、非常な反對運動が起り、帝國議會にまで持ち出され、當時教誨師問題として全國に一大センセーションを巻き起すに至つたのであつたが、丁度警察監獄學校の開始さるゝに當り、高等官に昇進して其の教授に迎へることに成り、紛糾を極めたこの問題も落着いたのである。

## 警察監獄學校時代

警察監獄學校は來るべき條約改正に備へる諸準備の一として出來たもので、警察監獄官吏の素質を向上せしめる意圖の下に創立されたといつて居るが、明治三十二年に始まり同三十七年まで繼續したのである。修業期間は第一期は六ヶ月第二期より一ヶ年で、私は第四期生として親しく翁の教授を受けたのであるが、當時の教官は平沼騏一郎、岡田朝太郎、鶴丈一郎、林市藏、堀内秀太郎、吳秀三、小河滋次郎、野田忠廣、高橋二郎、眞木喬其他數氏で(外國の雇教師は第三期まで、期限終了歸國した)何れも錚々たる方々で其の間に伍して前身が教誨師といふのと、當時毛嫌ひされてゐた基督教者と云ふのが思ひしたのか、餘り生徒の受けはよい方ではなく、動もすれば輕視さるゝ傾きがあつた。これは生徒のみで

なく當時の若林幹事(後の京都府知事)は硬直な書生肌の好い方であつたが、夫れでも翁の授業振りを折りよく見て時間が終了すると直ぐ生徒の前に立ちて今のは間違つて居るとその誤れるを正し、小河博士とも往々その説に相容れぬ點があつたので、翁も遣り難い點があつたらうと思ふ。他の教官が博士や學士の肩書を有し、その説く處が論理的であり科學的であつたのに反し、翁の講義は常識的、道義的、實際的で極めて平易に噛んで含めるやうな教授の仕方であつた。當時私は神奈川縣選出の看守長で二十三歳の最年少者であつたので、深い理解もなく素直に講義を聞く以外に他念はなかつたが、夫れでも一般の講義に比して見劣りがするやうに思つたのは、前記のやうな種々の批評を聞くせいもあつたらう。

翁擔當の科目は監獄學の名の下に獄制沿革史、保護事業、感化事業等其の他歐米の新制度等を教はつたが、翁自身が斯道の鼻祖ジョン・ハワードの言行に感奮して監獄改良の決心を堅めたほどであつて、ハワードの事績に就ては特に力説し、西曆に紀元前紀元後とある如く、ハワードを以て監獄の前後を分類すべきであると説いて居らるゝのである。翁自身がハワードの心を以て心として、將來監獄改良のために一身

を捧ぐる決心を以て爲された講義であつたのである。翁が斯く心血を注がれた講義も當時は左程までにも思はなかつたのである。が然るに、其の後私の刑務生活三十五年間一番役立つたものは實に翁の講義であつたのである。當時の講義は總て筆記であつたので各講師の筆記録は推高く積まれて今でも行李内に藏して居るが、そのうち翁の講義録は折々持出しては繰返し讀んで、私の職務執行の上に非常に役立つて居る。而してその講義の内容は今でも深く腦裡に刻み込まれ、その説かるゝ言語や態度までが眼前にチラツク思ひがするのである。其の當時一番役立たないと思つた講義が實際に於いては一番役立つて居るのである。他の講義が知識を注入されたのに反し、翁の講義は精神を打込まれたのである。翁の熱意に依つて播かれた種子が私の心に芽生えたことを感謝せずには居られない。

翁が昭和三年、四年の頃であつたか、鮮滿旅行の歸途丁度私が釜山刑務所長をしてゐた時、連絡船まで見送つたことがある。其折りにどうだ我々が三十年前に主張した階級制度や不定期刑等が漸次實施されつゝあるではないかと會心の笑みを洩されたことを思出すのである。

## 不良少年感化事業

翁の創設せられた家庭學校は、客年十二月創立四十二年記念式を舉行された。城北集鴨の地を下し校舎の建設を見たのが明治三十二年である。其の後北海道社名淵に分校及農場を設け、更に神奈川縣茅ヶ崎海岸にも分校(後に廢止)を設けられ、翁の努力が酬ひられて基礎も確立し着々實績を擧げて隆盛に向ひつゝあつたが、昭和六年に再度の腦溢血に冒されて家庭學校内の住宅を去り閑地に靜養さるゝこととなり、同八年校長を牧野虎次氏に譲り、牧野氏が京都同志社大學總長に推薦さるゝに至つて、今井新太郎氏(元牧師)が第三次の校長となり、現に同校長は校祖の遺志を繼いで一路邁進事業の發展を圖りつゝあるので、校運の隆昌も目覚ましいものがある。教舎も其後集鴨より現在の東京市杉並區上高井戸に移轉せられた。

翁が如何なる動機で家庭學校を創設さるゝに至つたかは、翁の告白に依つて明かなので左に夫れを轉載する。私は明治二十四年より滿三ヶ年間空知集治監で教誨師を勤め同二十七年渡米した。此の方面に興味を持つたのもた

と、宗教の力で犯罪人が改良出来るものとして、犯人を處罰する刑罰原理については全く知らなかつたので、先づ囚人はどんな具合にして囚人となつたのかを取調べた。監獄には「刑の宣告書」なるものがあるが、それは裁判所より罪人と共に監獄署の方へ送つて來るものである。私はそれを在動中約三百人ほどにつきて取調べた。それによつて犯罪の動機、犯罪の方法及原因等あらゆる囚人の身分を調査して、次の結論に達したのである。それは犯罪人は大體十四五歳未満で不良少年であつた。即ち百人中七、八十人は不良少年であつたことを知つた。

當時は殆んど不良少年を取扱ふ場所すらなかつた。たまにあるとしても成田の感化院、東京感化院の二つであつて、二者の内、成田感化院は規模の小さいものであつた。當時不良少年は警察署で取扱ふ道がないので、たまに不良少年を取扱ふことがあつても少年を大人と同一の留置場に置くのであるから益々彼等を悪化せしむる状態であつた。繰返すやうであるが、其の二千人の重罪犯者の内三百人を取調べて見るに百人の内七、八十人は十四、五歳未満の不良少年であつた。然し

其の適當なる處分方法がなかつた爲めに、かかる場所に来るようになり、果ては重罪犯人となつたのである。私の居た空知集治監は日本一の最悪の犯罪人ばかり集まつてゐて、當時の刑法で有期徒刑十一年以上終身刑まで、中には終身刑を一人で三つも持つてゐて、昔なら首が幾つあつても足りないやうなものであつた。

斯やうに悪くなつたものを改良するのは骨が折れて、経費がより多くかかる。丁度石田に耕すといふ言葉がある如く極めて難事である。

如何に悪いと云つても色々の關係で不良少年となり、不良がかうじて大罪人となつたのであるから、本を塞がずして末ばかり治めては駄目と考へ、之を教育機關である學校を造つて教育したならばと考へ、本を治むるやうに進むに至つたのである。當時の刑事政策のやうに主として犯罪を刑罰によつてのみ改良しようとするのは到底六ヶ敷ことであつて、之を改良し、之を減少して行くのは孤兒の教養、不良少年の感化にあることに氣付かないのである。

當時の刑事統計を見ても累犯者が甚だ多い、夫れは初犯の時に改良が出来ないからである。

初犯で難かしければ二犯三犯になると尙更難かしい。

犯罪者の中には十八犯乃至二十犯二十五犯といふやうなものもあつたが、それらを調べて見ると彼等の多くは十四五歳未満の時に於て不良であつた。それ故十四五歳未満の者を教育制度即ち學校組織として教育して見たら刑の最終目的たる犯罪者を救ふ而已ならず彼等を減少することが出来ると思へたのである。

と翁は述べて居らるゝのである。感化法が出来、少年法が出来、少年審判所、矯正院が設けられた今日より見れば、その説の如き極めて平凡な誰れでも承知して居ることであるが、四十年前の當時にあつては正に尖端的であつたとも云へよう。尙ほ翁は警察監獄學校教授であつたことが奇縁となつて内務省の囑託を命ぜられ爾來十有五年間勤続し、或は地方の講演に或は社會の調査に報公の誠を盡されたので、社會事業家として世に知らるゝようになり、感化法制定の如きも翁が參調せられたものゝうち特に著しきものである。

**釋放者保護事業**

翁が釋放者保護事業に關する該博なる知識を持つて居られたことは勿論で

あるが、直接其の衝に當られたことは聞かなかつた。然るに傳ふる處によれば、翁は教誨師在勤中獨力を以て多數の釋放者を保護されたことである。

殊に明治三十年一月 英照皇太后の崩御により多數の受刑者が特赦減刑になつたことがあるが、翁の在勤された空知集治監からも恩典釋放者が多かつた。當時翁は教誨師を罷め東京靈南坂教會を收されて居られたが、翁の在勤中教誨の折りに「諸君は正直になれ、正直になつて飯の喰へない時は拙宅へ訪ねて來い、出來る丈の世話はする」と言はれてゐたので恩典釋放者が七、八名もたづねて來た。豫告なしに來られたので定めし困られたことと思ふが、夫れでも早速自宅を開放して數人を引受け翌朝から彼等の爲めに仕事を探して歩かれたのである。此時のことであらう、最近開かれた留岡會に於て某氏の追懷談の中に翁の夫人が當時四歳になる三男幸雄氏（現警視總監）を背負ひながら夜中釋放者の爲めに職を探して歩かれたといふ一挿話がある。

翁は保護の體驗から釋放者保護に就いては三位一體でなければならぬと説いて居らるゝ。即ち第一は「宗教」である。靈南坂教會牧師であつたために日曜には彼等を教會に連れて行き又家庭の集りにもつれて神の道を聞かせ

た。或時三好退藏氏（前司法次官）宅に祈禱會が開かれ、原胤昭、有馬四郎助、山路愛山、宮崎湖處等の諸氏が集まつたが、その時にも保護してゐる釋放者を連れて行つた。歸つてから言ふには「基督教は有難い教です前回の官様や典獄殿と同席の出來る教ですか……」と、彼れはこのことに依つてキリストに近づくやうになつた。

第二は「家庭生活」である。世に之れと云ふ善良な友人もなく、又歸るべき頼りになる家族や親戚もない彼等に取つては家庭の一人として保護することは極めて肝要なことである。

第三は「仕事」である。小人閉居して不善を爲す。人間は仕事のないといふほど無聊に苦しませるものはない。況んや釋放者に於いてをやである。以上宗教、家庭、職業の三つは保護事業の三位一體とも云ふべきものであつて、この三者を能く施設して保護するならば、彼等を救済することは至難事ではあるまいと思ふと、斯く説いて居らるゝのである。

翁は以上述べた感化、保護の事業以外に社會事業としてはあらゆる方面に活動し、二宮尊徳の報徳主義の如きも今日の盛大を來したのは翁の力預つて大なりといふべく、方面事業にも又奇與するところ尠くない。（未完）

**東**

**友 道**

忠と信とは、友道の重點で、論語（子罕第九）に『忠信をむねとし、己に如かざるものを友とするなかれ』とあるのが、正しくこの意義である。友道の基本概念は『忠と信』に存在する以上友人をさがし求むるにも、この忠と信との範圍に於てのみ行ふべきで、『忠と信』が自分より優る友人をさがしあてゝ、成るべくその方向に依つて交際を結ぶことをむねとすべきである。忠と信が自分より劣る友人と、いくら交際を重ねても、それは決して友道の向上に資するものではない。友道の基本たる忠とを信確認した所に於て、『知』をみがきあひ（切磋琢磨）『善』を責めあひ（忠告）、苦みを共にし樂みを分つのが、眞の友道と稱すべきである。同じく論語（學而第一）に『曾子（孔子の高足）曰く、われ日に三つわが身を省みる。人のためにはかりて忠ならざるか、朋友と交りて信ならざるか、習は

**洋**

ざるを傳ふるか』とあるのも、同一の意義である。こゝに責善といふのは、孟子（離婁章句下）の『責善は朋友の道なり』といふのと異ならない。又、知をみがくといふのは、論語（子路第十三）の『君子は文を以て友を會す』といふのと同じである。更に觀點を改めて、之を道徳の結果より見れば、友人は、道徳を益するものと、道徳を損するものとに區別されるが、その損益する二面を、論語（季子第十六）に『孔子曰く、益者三友、損者三友。直を友とし、諛を友とし、多聞を友とするは益なり。便佞を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損なり』と分説してゐる。

註。便佞は、人の機嫌をとること。便佞の便は、諛の意で、口上手なること。諛佞は、口うまく實のない人。善柔の善は、巧みといふやうな意。而柔である。友道の根本たる『忠信』の『忠』に就ては榮根諱の『逆耳之言』を思起

**訓**

す。その文に、『耳中常に耳に逆ふの言を聞き、心中常に心に拂ふの事あれば纒にこれ徳を進め行を修むるの礎石なり。若し言々、耳を悦ばし、事々、心を快しくせば、すなはちこの生を把つて燻毒の中に埋れ在す』とあるこの數行の教訓は、人の常に省みて戒むべきことである。次に忠信の信に就ては、畏くも教育勅語に『朋友相信じ』と仰せられ給ひて、皇民道徳の主要なる徳目たることを垂示せられた。

註。字義としては、友は同志、朋は同門。又、友はいつくしむ意とも解せられる。友道の表示は、眞友にして始めて發揮せらるゝのであるが、眞友は、竹馬の友たると、學問の友たると職業の友たるとを問はず、相互に心と心と融け合ひ、忠恕信誼の交際をなすもの、偽友はその反對を行くものである。世間には偽友は充満するが、眞友は寂寥である。實利上の交際より生ずる友人、職業上の交際より生ずる友人、

**佐伯復堂**

それは實利の在る所、職業の續く所に現出する。彼等は一見、眞友の如くであつて、其の實は偽友である。實利これなく、職業これなければ、其の間の交際も自然に消滅して、別人の觀を呈するものである。偽友は人格が人格に交際するのでなく、實利が實利と交際するのである。職業が職業と交際するのである。富貴と貧賤に由つて其の交際を異にするは、偽友の常例である。得意時代の友人は、失意時代の友人でなく、失意時代の友人は、得意時代の友人でない。幸運にして富貴の身となり、否運にして貧賤の身となるものを卑下、疎外し、かつては契りし金蘭の交も後には忘れたるもの如くなるのも、皆この偽友の常である。これは獨り人間のみではない。寧ろ滔々たる實社會相である。

**話**

い。寧ろ滔々たる實社會相である。



# 刑務作業の統制

橋本義 一一

経済統制が生産から配給消費を通じて強化せられ總ての産業は擧げて戦

争経済の爲に動員せられることになつたが爲に生産の一部を擔當する刑務作業にも當然要請されるものは生産力の増強であつてその經營に當つても獨りこの埒外にあることを許されず、必然的にその統制を強化してこの要請に應へねばならぬのである。戦争遂行の爲に國家は全經濟力を擧げてこれを活用せねばならぬ。そしてその影響は總て刑務作業力の利用にまで及び作業の動員とそれが爲の統制を必要とすることは今日の特殊の現象ではなく古くは日露戦争時代にも軍需品の製作に刑務作業力を動員した歴史があり、上海滿洲兩事變に際しても同様作業の統制によつて生産力を増強し軍需品の生産によつて國家に貢獻した功績は大きいものがある。爾來この統制を組織的に強化しつゝ今日に到つたのである。しかし

體制を強調し旺盛なる氣力と強靱なる體力を有する國民を鍊成し國家奉仕の觀念と責任觀念を強調して經濟の新體制は全國民が經濟奉公に邁進し中間搾取を除き不勞所得を排し智識技能に應じて最大の能率を擧げ經濟建設及びその運營に協力すべき體制を理想としてゐる。企業の新體制は營利本位から公益優先への移行を目指し總て統制會によつて具體化せしめんとしてゐる。増産を目的としての優秀工場集中と弱小工場の整理統合を斷行し中小工業者の企業合同と轉廢業を促進し以つて限られた資金と限られた原材料と勞力によつて最高度の効率を發揮し國家的生産の増強に寄與せしめ又恒久的發展を遂げしめる爲に適當なる制限を加へ且つ之を指導統制することによつて國家中心の全體的運營に代らねばならぬと

してゐる。

刑務作業はその特殊性から企業的の見地よりは甚だ微力なものではあるが現状勢下にあつてはその生産力は看過し得ない存在となつてゐるのである。しかるに内省すれば刑務作業が一般中小工業者の鍋釜の製造から發達したと同様に其設備に於てもまだまだ不完全たるを免れず、技術的にも低級の識は免れないのである。各工場に於ても小規模の併立から來る材料の無駄や時間

乍ら今日の刑務作業に要請されることの統制はその觀念に於て從來のそれと著しくその趣を異にするものゝあることを知らねばならぬのである。

刑罰目的達成の爲には作業經營の合理化を圖らねばならぬ。それが爲には強き統制力を必要とすると云ふ從來の觀念よりも遙かに高度の國家目的の爲にその統制機構を改革し計畫經濟下の産業體の一翼として總力戦に参加せねばならぬのである。故に現時局下に於ける刑務作業の企畫經營の任にある者は當然の責務としてこの國家的要請の因つて來たることを究めねばならぬのである。

## 二

刑務作業が企業である限りに於て殊にその歴史が資本主義經濟の中に發展し絶えず景氣變動の影響を蒙つて來たのであるが故に經濟界の實狀を他所にその經營を企圖することは出來ない。常にその推移を監視し様相を觀察しつ

的にも勞力にも著しい無駄のあることは見逃し得ないのである。又設備の關係から材料の入手や運搬關係を考慮せずして只發註のあるがままにこれを引受ける。發註せんとするところに設備がないし勞力の散在から大量受註が不可能である、等々數へ切れない矛盾を抱へたまま進んで來たのであるから、これを根本的に改革するの必要に迫つてゐるのである。資金の運用についても早晚解決せねばならぬ不合理があるし、國家の經營する公企業としての法的保障も確立せねばならぬのであるが差當り改革の要點は何と言つても前述の如き幾多の矛盾と無駄を排除して強力なる統制の下に全體としての生産増強を圖り喫緊の國家目的に添ふことである。故に本年三月二十日本省に於て開かれた全國各管區統制主任協議會席上に於ける正木行刑局長の訓示にある如く各經營體たる各刑務所に於ける經營の科學化と經營體間の經營方法の合理化即ち統制の合理的強化を期せねばならぬのである。それが爲には先づ統制機構の改革を速かに斷行し一方に於ては個々の作業の科學的研究による科學の設定や作業時間の再檢討と勞働力の文化的啓蒙や事務處理に關する諸法規の改正と共に技術指導者の職務規程の制定も急がねばならぬし技術指導者

つ經營計畫を樹立せねばならぬことは言ふまでもなからう。吾國の經濟狀態が今日の實狀に立到つた原因についても一應回顧して見る必要がある。複雑な國際經濟の消長はひいて國內經濟の進展に波及するのであり世界經濟の動向を觀なければ國內經濟の歸趨は斷定し得ないのであるから常にこれを觀察しなればならぬのである。難かしい經濟は省略しても資本主義經濟が爛熟するにつれて資本の獨占化等が原因となつて自由交易による自動調整作用が喪われ遂に彼の昭和五年以降の慢性的生産過剰による世界的恐慌を現出し不況の波が高き塀を乗り越えて刑務作業にも大きな失業の衝擊を與へた。この影響は産業人の誰もが苦き經驗として體得したところのものである。その後に於ける世界の各プロツク圏の對立抗争が政治力と軍備の強化となり從來に於ける廉價良品が世界經濟制覇の武器であつたものが武装された政治力の強弱がこれに代るに至り經濟の武装化は必然的に資源獲得の必要を生み武装の對立は推移して遂に世界戰爭にまで發展したのである。ここに戰爭經濟と言ふ新しい考へ方が起つて來た。即ち戰費資材を他國に需むることの出來ない我國の如きは内に外に建設し戦力を充實しながら戦はねばならぬことにな

## 四

そのものの訓練も焦眉の急を要するものである。

行刑の當局は現状勢に即應して作業統制の重要性を強調し種々の方法によつてこれが強化に努めて以つて差當り軍需の生産に作業力を集中すべしと今日實に見るべき成績を擧げつつあるのである。就中顯著な功績を遂げつつあるものに軍需構外作業がある。今ここに數的實績の發表を許されざるを遺憾とするのであるが行刑歴史の上に大きな遺績となるであらうことを信ずるものである。これ等は當初より當局に於てこれを統制し計畫を樹て軍との折衝勞力の動員資金の協定實施方法の統一を圖りこれが實施に當つては各刑務所の誠意ある協力によつて得たる賜物ではあるが將來の作業統制の運營に大なる示唆を與へたものと言へやう。又當局は戰時食糧確保の國策に順應して各所に於て極力空地を利用し荒蕪地を開墾すると共に遊休耕地の借上利用を奨励すべく通牒せられて以來之亦相當の成績を収めてゐるし、大農經營による原野の開墾を計畫し現に名古屋及び松江の地に數百町歩に及ぶ開墾造畑が開始せられてゐる。其他高知に於ては製紙原料の栽培に三百町歩の山林開墾

つたのは周知のことである。現在強調されてゐる自給自足の方則を完遂する爲の計畫經濟は結局するところ生産の促進と需要の阻止であり就中生産面に於ける促進的統制を根幹とするものである。この意味から現在に於ては「企業即生産」であると言はれてゐる。故に聊かなりとも生産力を有するものは擧げて此目的の爲に動員せられねばならぬことになつた。そして從來の商業主義的な企業は産業主義的な企業へ消費材生産の企業は軍工業中心のそれに重點を置きかねばならぬとされるのである。ここに企業の再編成が要請される。刑務作業にありても企業立地をここにおいてその機構と經營の形態を改革し強力なる統制の下に生産増強の國策に協力せねばならぬのである。

## 三

昭和十五年八月一日近衛第二次内閣によつて發表された國防國家體制確立の基本國策の要綱にも其主旨を明らかにしてゐる。即ち本要綱は全體主義の國家觀と新しい戰爭觀の上に打建てられた國防國家の建設をスローガンとして新しい國民道徳の確立をとり上げて個人主義自由主義の殘滓を洗ひ去つて國民一體國家奉仕の實を具現する

を實施しつゝあつて何れも擔當刑務所の努力によつて着々成果を擧げつつある。更に網走に於ける造林計畫等もあり何れも戰時經濟運營の國家目的より出發して企圖せられた一種の作業統制である。しかし乍ら前述の趣旨に基き一日も速かに刑務作業全體としての統制組織を改革することが必要であるが爲に目下當局に於てもこれに大なる考慮がなされつつあるやうである。

刑務作業が一般産業界に見るが如き無統制に濫立したる諸種の企業を統制するのと異なり既に行政上大臣の監督下に統制されてゐるのであるからその形式的組織の改革の如きは頗る容易の如くであるが法制上各刑務所長がそれぞれ單一の獨立官廳であるが故に法制技術の上からも幾多困難な問題があつて速かなる實現が見られないのではなからうか。しかし本問題については既に當局に於て折角立案中であると聞くからその成案を俟つこととして聊か改組に對する私見を挿んで見たいと思ふ。元來統制組織に三つの方則がある。その一つは從來各種の統制會に見る如くその自治統制を主眼として統制圈内の各作業經營體の自治的意思を尊重し多く委員會制度を採用し委員會の決議によつて統制團體の方針を決定し統制者とは實はその決議の代行者であ

つて統制團體の主たる目的は團體の能率を昂め共同の利益を圖るにあるとしたもの。その二は統制者即ち指導者であつて指導者の意思に基きて總てが實行される。圈内の構成體は統制者の諸問機關として委員會を組織する。委員會に於て如何なる決議をなすともその採否は統制者の獨裁に委ねられてゐる。その三は特定の事項を限り統制者の専行に委ね定められた以外の事項は總て委員會の決議を要するとするもの或は特定の事項は委員會の決議を要するとするもの即ち前一二の折衷がそれである。

ここに新經濟團體は右第二の方則を採用してゐる。即ち現在經濟運營の中心は全體たる國家の意思にあるから國家の意思を委託された者によつて運營されねばならぬ。國家の意思を委託された者は一定の責任に於て團體を統率する。かくて執行機關、意思決定機關は一人であり委員會總會は單なる諮問機關に過ぎぬこととなつてゐる。要するに現在の如く資金勞力資材の配給總てが統制下にある企業體制は必然的にこの方則によらねばならぬこととなつたのである。故に刑務作業に在りても統制の主體はこれを單一化して構外作業の例の如く中央に於て總てを統制することが最も望ましいのであるが、所

内作業に至つてはその發達の歴史が各地に於ける産業界の發展に伴つて成長したのであり四圍の状況によつて支配されつゝ其經營方針を定めて來たのであるから前にも述べた法的保障のない限りは實際に於て甚だ困難な事情が存するのである。故に大體諸種の條件を稍同じくする數個の隣接刑務所を統括して一區を劃し特定の刑務所長或はこれに代る者をしてこれを統制せしめることになるはかばかからう。これには法に基く官制の設定を必要とすることと勿論であるし職務權限と責任の問題もよつて定まるのであるが要は從來の如き單なる作業プロククの代表とは其趣を異にし其區の統制指導者として國家の意思を分擔し指導者原理に基きて一元的指導の下に一貫したる方針によつて諸計畫を立案し、これを實行するに必要なる萬般の方策を講ずるのでなければならぬ。さりとして強權を以つてする上からの一方的な統制となつて現實を無視した觀念的統制の弊に陥つてはならぬからその人選には最も慎重を期せねばならぬであらう。一方圈内の各經營體たる各所は眞に心から一體となつてその運營に協力するのでなければならぬ。

要するに從來の經濟團體が利潤追及を目的としたるが爲に總て權利者の利益を深く考慮し必然の結果として總てのことに當つて多數決主義を採用したところの舊態を精算して國家目的を第一義とし公益優先の精神に立脚して指導者原理を強く貫かうとするに至つた一般産業界の實情は或意味に於て刑務作業の統制についても當然適用さるべき方則ではなからうか。

五

統制の改組と共に要急措置をなさねばならぬのは作業の研究と業種の單純化である。前者については既に昨年十一月行甲第一五一九號通牒を以つて府中刑務所に作業研究所の設置を見作業に關する研究が専門の研究員によつて開始せられてゐるし技術指導者の訓練については昨年度に於て取敢へず農業擔當者の短期講習會の開催を初めとし或管區では其他の技術者の講習會も開催せられたところもある。本年二月には行甲第二八四號通牒を以つて各管區毎に技術者の訓練所開設方指示せられ逐次事情の許す限り此種施設の充實と改善を期する當局の方針が示されてゐる。又昨年十一月には東京管區に於ける作業職員の研究會が創立を見、續いて他の管區にも其機運が動きつゝあることは今日の刑務作業の重要性に鑑み適切なる金である。尙當局は作業に關

てゐるのである。その内容に就ては説明を必要としないのであるが只實行に際して考慮すべき一二の點について蛇足を加へて結びとしたい。當局の通牒にあるが如く業種の統制は軍需作業を中心として之を行はねばならぬが爲に民需作業は特別の事情あるものを除く外極力これを廢止又は縮減せねばならぬ。しかし乍ら行刑の特殊事情からその勞力を悉く軍需作業に集中するを得ぬものがある。獨居拘禁者や老弱者不具者婦女子等に賦課する爲の作業は或は特殊の作業を必要とするもののあることを豫想せねばならぬし或は拘禁區分の關係からそれぞれの技能に應じた作業場に集禁し得ぬ者もあらうし自所經理の必要から小規模の設備乍ら存置しておかなければならぬものもあらう。これ等は例外として認めることにはなつてゐるのであるが各所が充分とする最少限度を固守して統制の障害となるが如きことがあつてはならぬ。理想としては各所の經理に要する物品の生産についても全國或は各管區毎に取纏め特定の刑務所に於いて一括製作の上配給する方法を採ることゝせなければならぬのである。又民業の廢止縮小に際しても何等之に代るべき軍需作業の用意なくして契約の解除を宣言し或は作業を中止して價值なき作業

に就業せしむるが如きは之亦本來の主旨に反するが故に契約解除に際しても一定の整理期間を豫定して軍需作業の設備完成に呼籲して逐次これに移行する方法を講ずる等轉廢業による失業者の救済策を考慮しつゝ改革せんとする政府の政策に一致する如く周到なる計畫の下に一方に於て軍需に應ずる設備と作業の取得に最善を盡さねばならぬ。業種の統合後に於ける設備の増強と作業勞力の集中についても充分なる考慮が拂はねばならぬ。資材不足の今日機械設備の擴張は頗る困難なる事情にあるが故に統合整理に際しては充分之に伴ふ資材や電力關係等をも調査してかからねばならぬのであり勞働力の保持増強についても各業種の有技能受刑者は原則として當該作業の施行刑務所に集禁することとしそれが爲には技能登録制の如き簡單に判別し得る制度を設ける等分散防止の方策をも考慮せねばならぬと考へる。

尙業種統制に對する當局の試案や既に實施に移した若干の實狀にいても述べて見たいし勞働力の文化的發達の問題にも觸れて見たいと思つたのであるが次の機會にゆづることとする。

未成年者の處遇

作業は實業教育の一種として之を見るを得べし。作業そのものは即ち實際的教育に外ならざるを以て宜しく之を補ふに算數理化學の教習を以てせざるべからず。囚人をして作業の必要及び趣味を感じ且つ之れに精勵するの慣習を養成せしむること最も必要なるが故に、徒らに唯だ叱責又は懲罰の手段に依つて之を強制するが如きことなく、教誨又は教育の方面より常に人類の義務として職業に精勵するの必要、職業の精勵に依つて獨立、地位、幸福を得るの理由等を了解得するに至らしむるの注意あるを要す。多數未成年囚の中には早年、既に過度の勞働に従事したるが爲めに、反つて之れが原因となつて、甚だしく勞働を嫌忌し、勞働の嫌忌は逸遊徒食となり、逸遊徒食の結果終に罪惡に陥りたる者少からず。是を以て之を見れば未成年囚に對して或は過度の勞役を課し若くは唯だ單調なる作業課程のみを以て彼を責ることの不得策なるは明かなりと雖も、既に一定の作業に従事せしむる以上は宜しく全力を傾注して之れに精勵刻苦せしむる所あるべく、彼れに對する絲毫の懶怠をも恕すること勿れ、徒らに寛漫なる課程を以て彼れを待つが如きは決して精勵刻苦の習慣を養成するの道に非ず。勞苦は休憩、運動、讀書を以て之を慰養し、單調は教育、操練、教誨等に由つて之を變化せしむることを得べきなり。之を要するに、未成年囚處遇の要は一刻も彼をして無事に閑居するの機會を與ふるが如きことなからしむるにあり。休日若くは休憩時間の利用に就ては當局者の殊に最も苦心を必要とする所なりと謂ふべし。

——小河滋次郎著作選集  
上卷一五三頁「未成年犯  
罪者の處遇」より——

# 假釋放運用に關する 一考察 (二)

備 榮 彦

## 五、具體的審査上の注意

假釋放審査に際して注意を要するところは云ふ迄もなく假初にも感情又は情實に驅られることなく、そして出来るだけ客觀的立場に於ける眞の價值判斷を誤らないことである。即ち有らゆる方面から有らゆる立場に於て觀察することが肝要である。此の指針として行刑進退令及假釋放審査規程があることは既に述べた通りである。今之等の中二・三注意すべき點を指摘して見よう。先づ審査規程に従て犯罪關係、身上關係及保護關係の夫々に就き各項目に亘つて審査を遂げ其の良否を決めねばならないが「改悛の情顯著」といふことは絶対必要條件の一であるから身上關係は全體として少くとも良でなくしてはならぬ。次に他二箇の關係に就き夫々假りに良、普通、不良の三種に分ち右三箇の關係を組合せると實に多數の分類が出来が其の一般的適不適を豫め定めることは出来ない。

例へば甲者に付ては假釋放適當とされる場合でも乙者に付ては不適當とされる場合が生ずるのであつて之は要するに具體的問題である。私の所謂折衷主義の立場からは少くとも次のことが一般的に云ひ得るに過ぎないであらう。

- (1) 三箇の關係共良なるときは殘刑期間に拘泥するの要なく適當(勿論刑期三分の一經過後)、
- (2) 身上關係が良で他二箇關係の内何れか又は二者共少くとも普通となし得るときは適當、

而して刑期が行刑の効果と判断する一の尺度である限り、將亦假釋放再入の皆無を期せんとあらば殘刑期間は考慮に入れる必要がある。そして之は假釋の意義上一日でもよい。

斯くして如何に身上關係が良好であつても他二者にして缺くる所があつたらしくとも條件付適當か若くは不適當である。身上關係が特に良好であつて

他二者に缺くる所を償ふに足る場合は適當となし得る。要は犯罪原因事項が再犯の虞なしと認め得る程度に矯正又は除去せられたりや否に依り適否は決せらるべきものである。犯罪原因には個人的(內的)原因と社會的(外的)原因があるが其の何れもが除去せられて始めて再犯の虞なしと認定し得るのである。之身上關係の外他二箇の關係を審査するの要ありとする所以である。

茲で我々が注意すべきことは右の審査は即ち犯罪危險性を判断することであるから前後一貫して爲されねばならないといふことである。有機的存在たる人間を判断するには有機的に爲されねばならない。右三箇の關係は夫々相關性を有するものであつて一が他の因となり又果ともなつて居ることを知らねばならぬ。従て各項目に亘つて如何に詳細審査を遂げても其がばらばらであつて一貫した判断でなかつたら何等の價值もない。其は部分的且靜的に觀察すべきものでなく、全體として動的に因果の法則に従て一貫して爲されねばならぬ。

假釋放は第一級者を原則とし第二級以下は例外であるべきことは既に述べた通りである。即ち第一級者たることは假釋の謂はゞ表顯的條件である。然るに現今の實狀に徴し寧ろ例外が原則に代つて居るかの觀を呈して居るのは何故であらうか。私は差當り茲に果進處遇令と假釋放との有機的運用を切望して置くに留めよう。

## 六、特に戦時下に於ける運用上の注意

假釋放運用は教化行刑の眼目であると謂ひ得る。而して行刑は廣義に於ける刑事政策の一枚葉である。然り而して「政策」は國家を超越して存在し得ない。従て例へば國策上止むを得ないこととあらば、我々は前流假釋の意義にも不拘其の運用を止めねばならぬ様なこともあり得る。政府は戦時下高度國防國家建設の第一歩として銃後の治安を確保すべく「戦時刑事特別法」なるものを制定し其は既に實施の運びとなつた。即ち「戦時に際し燈火管制中又は敵襲の危險其の他人心に動搖を生ぜしむべき狀態ある場合に於ける放火の罪、強制猥褻及強姦の罪、竊盜及強盜の罪、恐喝罪、其の他戦時に於ける騒擾罪、往來妨害罪、住居侵入罪及飲

料水に關する罪等を犯した者に對し從來よりも特に刑罰を加重して銃後治安を確保せんとするの方策を樹てたのである。之等の罪はさなきだに人心を動搖せしむるものであることを思へば銃後國防上斯くして其の對策を講ずることは當然である。然らば我々行刑に携るものとしては此の種犯罪者の假釋放を詮議するに際しては最も慎重を要する。勿論此の種犯罪者にせよ其の他一般犯罪者にせよ其の改悛の認定が蓋然性の問題である限り「五十歩百歩」であり歸する所比較問題ではある。然り而して其は過去の罪實を問はんが爲でなく將來に對する同一犯罪の危險性に付てある。若し夫之等の者にして假釋放後再犯に陥らんか爲に行刑の威信を失墜するに止らず將來假釋放運用上の支障とせず、延いては現戰時下に於ける右國策に副はざるの結果畢竟償ふに足りないものがあると謂はねばならない。而も他ならぬ行刑界の一角より銃後治安を互解せしむることは自家撞着の甚だしきものと謂はねばならない。於茲即ち假釋放運用上自重論が生じ行刑の個別教化の原理は國防國策に歩を譲らねばならないことになるのである。

然し乍ら他面又諒て考ふれば現戰時下こそ最も假釋放運用上の能率を發揮すべきだとも謂ひ得る。蓋戰時に在つては「物的資源」を要すると同時に又「人的資源」を要すること多言を要しない。即ち現戰時下假釋放運用は從來の夫に比し其の責任が量に於て將亦質に於て遙かに加重されて居ることに想をせねばならない。

## 七、結語

要之假釋放は其の運用上妙からざる困難を伴ふものである。而して私の所謂折衷主義にして誤なき限り其は能率的且效果的でなければならぬ。即ち量的示現を之目標とするの餘り形式に流れ、果ては一個の技術と化し去ることのない様に注意せねばならないと同様に又慎重審査を遂げ出すべき者を洩れ無く出すことに努め自由濶達且妥當なる運用を爲さねばならないのである。況んや現戰時下に於てをや。斯くして其の實績をして最も理想的飽和状態に在らしむべく努力すべきである。徒らに科學の進歩乃至は人智の啓發のみを之待つべきではない。全國の刑務官各自が世にも尊き犯罪科學者であらねばならぬことを深く認識してかゝるべきであらう。(了)

# 指紋事務に就て (二)

久保田眞太郎

## 三、指紋對照及前科發見並指紋原紙取扱件數最近十ヶ年比較

年 別	前科發見數
昭和六年	二四
昭和七年	一九八
昭和八年	二七
昭和九年	一八八
昭和十年	一五八
昭和十一年	一八
昭和十二年	二一
昭和十三年	一五
昭和十四年	二一
昭和十五年	一三〇
自明治四十四年累計至昭和十五年	四、九六三

## 2. 指紋對照及前科發見數

年 別	對照數	該當者發見數
昭和六年	三七〇	一五
昭和七年	三五九	一四
昭和八年	三六四	一九

年 別	對照數	該當者發見數
昭和九年	四七	三〇
昭和十年	三〇六	一四一
昭和十一年	二七三	二七
昭和十二年	二四二	一四
昭和十三年	一八四	九〇
昭和十四年	一元	七
昭和十五年	二〇八	一三
自明治四十四年累計至昭和十五年	二、四〇三	四、七七

## 裁判所又は検事局よりの對照照會件數

年 別	對照數	該當者發見數
昭和六年	二五〇	一九
昭和七年	三〇	一八
昭和八年	四〇三	一九
昭和九年	四三	二五
昭和十年	四九一	三九
昭和十一年	四四四	二八
昭和十二年	一、〇〇九	一五
昭和十三年	三三	二九
昭和十四年	四六	二九
昭和十五年	七二	六〇
自明治四十四年累計至昭和十五年	七、九一四	三、七八

類別	對照數	前科發見數	對照數に對する前科發見の百分比例
東京拘置	三六	三三	八八・九
名古屋(ク)	五三	一九	三六・五
小多摩	二	二	一〇〇・〇
豊多摩	八	六・三	七八・七
府中	七	八・七	一二五・〇
横濱	四	五・〇	一二五・〇
千葉	八	一〇・〇	一二五・〇
宇都宮	二	〇	〇
前橋	一	〇	〇
静岡	一	〇	〇
甲府	一	〇	〇
長野	一	〇	〇
京都	一	〇	〇
合計	一一一	一一一	一〇〇・〇

2. 對照々會に由る前科發見數

類別	對照數	前科發見數	對照數に對する前科發見の百分比例
小田原(少年)	二	一	五〇・〇
姫路(ク)	二	一	五〇・〇
帶廣(ク)	〇	〇	〇
計	八九	二二	二四・七
朝鮮總督府	二	二	一〇〇・〇
臺灣總督府	〇	〇	〇
關東局	二	二	一〇〇・〇
南洋廳	一	一	一〇〇・〇
陸軍刑務所	一〇	一〇	一〇〇・〇
海軍刑務所	一	一	一〇〇・〇
總計	一〇五	一〇五	一〇〇・〇
指紋法實施以降の累計	三、二八二	一、六五九	五〇・六

類別	對照數	前科發見數	對照數に對する前科發見の百分比例
大坂	六	一	一六・七
神戸	四	一	二五・〇
奈良	二	一	五〇・〇
滋賀	八	二	二五・〇
名古屋	三	一	三三・三
岐阜	三	一	三三・三
金澤	二	一	五〇・〇
廣島	一	一	一〇〇・〇
山口	一	一	一〇〇・〇
岡山	一	一	一〇〇・〇
松江	一	一	一〇〇・〇
松崎	一	一	一〇〇・〇
長崎	一	一	一〇〇・〇
福岡	一	一	一〇〇・〇
宮崎	一	一	一〇〇・〇
秋田	一	一	一〇〇・〇
札幌	一	一	一〇〇・〇
函館	一	一	一〇〇・〇
網走	一	一	一〇〇・〇
樺太	一	一	一〇〇・〇
盛岡	一	一	一〇〇・〇
計	二〇八	一三三	六三・五
裁判所	二〇九	一七五	八三・七
檢察局	五二	四四・八	八六・三
警察署	八、五九三	三、三八三	四四・三
朝鮮總督府	三三〇	一九一	五七・九
臺灣總督府	九四	一六〇	一六九・〇
樺太廳	一、〇七	一五九	一四八・五
滿洲國	三二四	二二五	六九・五
南洋廳	一	〇	〇
陸軍刑務所	二五	三六・〇	一四四・〇
海軍刑務所	一	〇	〇
その他	二、六八八	九八・五	三・七
總計	一四、一一三	七、〇五三	四九・七

年別	對照件數	前科發見數	對照件數に對する前科發見の百分比例
自明治三十二年一月至大正五年十二月	一一、三四七	三、八二〇	三三・八
大正六年	三、二四五	一、四二〇	四三・七
大正七年	三、二八三	一、四七〇	四四・八
大正八年	三、四二二	一、六七四	四八・九
大正九年	三、九〇三	一、九三六	四九・六
大正十年	四、一九一	二、一〇八	五〇・六
大正十一年	四、九三六	二、三六三	四七・九
大正十二年	四、七七七	二、〇三五	四五・〇
大正十三年	五、二〇六	二、一五八	四一・五
大正十四年	五、九九四	二、五二四	四〇・四
大正十五年	六、二九九	二、八九三	四五・〇
昭和元年	八、五六三	三、六三三	四二・六
昭和二年	一〇、〇六一	四、一四九	四一・八
昭和三年	一四、八〇四	五、四三六	三六・七
昭和四年	一八、六二〇	七、四〇六	三九・八
昭和五年	二一、七六三	八、八四三	四〇・六
昭和六年	一八、〇〇九	七、七二七	四三・〇
昭和七年	二一、〇七二	七、八四七	三七・三
昭和八年	二二、〇二六	九、三七六	四四・三
昭和九年	二二、四四三	一〇、二四三	四五・六
昭和十年	一六、八四八	七、三六八	四三・七
昭和十一年	一五、八八七	六、三五六	四〇・一
昭和十二年	一五、四二三	六、七九	四四・一
昭和十三年	一四、二二三	七、〇三三	四九・五
昭和十四年	一四、二二三	七、〇三三	四九・五
昭和十五年	一四、二二三	七、〇三三	四九・五
合計	二九一、六九〇	一〇一、六三五	三四・九

五、指紋對照及前科發見人員累年比較

指紋法實施以降の累計	三九一、六九〇	一〇一、六三五	二六・〇
合計	四一、七	一〇、七	二五・九

年別	初犯者の入所人員	再犯者の入所人員	合計
一ヶ年以内	四四四人	〇〇九四人	四五四八人
二ヶ年以内	二〇三人	〇〇四五人	二〇七八人

再入所したる受刑者の割合 (四拾五入)

一、初犯者の割合 七九四人

二、再犯者の割合 二四八人

再入所したる受刑者の割合 一、〇四二人

(三) 假釋放受刑者出所後の動靜調査

受刑者にして假釋放により出所した後の動靜、即ち、如何なる経路を辿りつつあるや、假釋放せしめたるの趣旨に背反する様のことがありはせぬかに付て、昭和十一年度、一ヶ年間に互り、假釋放に依り出所せしめたる釋放者の該當指紋原紙に基いて、最近四ヶ年間に於ての、其の後の動靜調査を試みたる所、其の結果は左の通りである。

昭和十一年度一ヶ年間に假釋放となりたる其の後の動靜調査(最近四ヶ年)

一、假釋放に依る出所人員數 五、〇九二人

二、再入所したる受刑者合計數 一、〇四二人

其の他よりの對照々會件數

年別	對照數	該當者發見數
昭和六年	三、四五三	八四一
昭和七年	九一七	二六三
昭和八年	四四九	九七
昭和九年	七〇九	二七
昭和十年	四五一	九六
昭和十一年	四六八	二四
昭和十二年	四五六	二〇
昭和十三年	二、七八〇	一、二六〇
昭和十四年	三、六五八	二、八六七
昭和十五年	三、三八二	二、六九二
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	一九、五七五	九、四〇四

3 前科發見數の年別調

年別	前科發見數
昭和六年	八、八四三
昭和七年	七、七七
昭和八年	七、八四七
昭和九年	九、三七六
昭和十年	一〇、二四三
昭和十一年	七、五六八
昭和十二年	六、三五八
昭和十三年	六、八七八
昭和十四年	八、六七
昭和十五年	七、八三
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	二、六五九

警察官署よりの對照々會件數

年別	對照數	該當者發見數
昭和六年	一七、六九〇	七、五二四
昭和七年	一六、六五三	六、九二七
昭和八年	一九、八五六	七、一六三
昭和九年	二〇、四三七	八、四四六
昭和十年	二〇、一九五	九、六〇一
昭和十一年	一五、六六四	六、七三四
昭和十二年	一四、三六八	五、八一九
昭和十三年	一三、五九九	五、一五〇
昭和十四年	一一、一五五	五、二五〇
昭和十五年	九、九〇〇	三、六一九
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	二五二、七九八	一〇三、七三六

合計件數

年別	對照數	該當者發見數
昭和六年	二一、七六三	八、六九
昭和七年	一八、三〇九	七、五九
昭和八年	二一、〇七三	七、六四〇
昭和九年	三三、〇二六	九、一八
昭和十年	二一、四三三	一〇、〇八
昭和十一年	一六、八四八	七、一八三
昭和十二年	一六、〇七八	六、三九
昭和十三年	一五、八八七	六、七九
昭和十四年	一五、四二三	八、四八
昭和十五年	一四、二二三	七、〇五五
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	二九一、六九〇	一〇一、六三五

4. 指紋原紙の受理及年末現在原紙數

年別	新に受けたる原紙	年末現在原紙
昭和六年	一四、四八三	七、六一
昭和七年	一五、六四八	八、八六
昭和八年	一八、三五三	九、四〇
昭和九年	一八、二〇五	九、九六
昭和十年	一六、八八二	一〇、二八
昭和十一年	一九、三三〇	一〇、八二
昭和十二年	一七、四九九	一〇、三三
昭和十三年	一六、六三三	一〇、二五
昭和十四年	一三、七七八	一〇、九一
昭和十五年	一三、七七八	一〇、八九
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	七五三、八五二	一八二、〇八九

5. 受刑追加人員受刑件數の年別調

年別	追加人員
昭和六年	一五、六六七
昭和七年	一六、一八五
昭和八年	一七、五四五
昭和九年	二〇、二四六
昭和十年	一九、七三四
昭和十一年	一八、七〇四
昭和十二年	一八、二六九
昭和十三年	一五、九七一
昭和十四年	一六、八八九
昭和十五年	一六、八八九
自明治三十二年一月至昭和十五年十二月累計	四二六、九二五

四、指紋の成績

1. 對照々會に由らざる前科發見數

類別	刑執行中の者	刑執行を終りたる者	計
東京拘置	一七	五	二二
豊多摩	一	〇	一
府中	二	〇	二
横濱	二	〇	二
宇都宮	二	〇	二
前橋	一	〇	一
静岡	一	〇	一
甲府	一	〇	一
長野	一	〇	一
京都	一	〇	一
大坂	一	〇	一
神戸	一	〇	一
奈良	一	〇	一
滋賀	一	〇	一
名古屋	一	〇	一
岐阜	一	〇	一
金澤	一	〇	一
廣島	一	〇	一
山口	一	〇	一
岡山	一	〇	一
松江	一	〇	一
松崎	一	〇	一
長崎	一	〇	一
福岡	一	〇	一
宮崎	一	〇	一
秋田	一	〇	一
札幌	一	〇	一
函館	一	〇	一
網走	一	〇	一
樺太	一	〇	一
盛岡	一	〇	一
計	五二	一〇	六二

**舉國的政治體制の確立**

翼賛議會確立と聖戰目的の完遂に對する國民の熱意は、さきの總選舉を通じて遺憾なく表明されたが、之に相次ぎこの旺盛な舉國的政治力の結集體として翼賛政治會が発足するに至つた。顧みれば澎湃として起つた新體制の氣運に政黨が解消し國民の期待のうちから大政翼賛會が登場してから一年有半、望みをつながれた翼賛會が公事結社と銘打たれ政治力の中心體たるべきものがなく、しかも戦局の大進展に應ずる國內態勢就中政治體制整備の要が焦眉に迫られてゐる折、こゝに待望の舉國的政治體制の進路を定め得たことは誠に喜に堪へない。



翼賛政治會は、その綱領に示された如く、「國體の本義に基き舉國的政治力を結集し以て大東亞戰爭完遂に邁進し「大東亞共榮圈を確立して世界新秩序の建設を期す」ことを目標とし、その性格はあくまで憲法の條章に恪遵し、又大政翼賛會と緊密な連繫を保ち之と協力する點にあり、翼賛議會の確立、大政翼賛運動の徹底を使命とするものである。從來の政黨とは全く異り一國一黨的存在でもない日本獨自の政治組織として政治上劃期的意義をもつ。

尙右と相呼應して大政翼賛會の機構にも大刷新を加へ、萬民翼賛の國民組織確立の推進中核體としての機能を益々

強化することになつた。即ち從來各行政官廳の主宰下にあつた産業報國會、農業報國聯盟、商業報國會、海運報國團、更に青少年婦人の運動も舉げて翼賛會に委譲され、又國民鍊成諸機關も同様であり、部落會町内會等も翼賛會の指導する組織となる。全ぐの精神的存在に限られ一時はその廢止さへ云々された翼賛會も、茲に發足當初の大目標實現の軌道に乗つたわけである。かくて政治組織としての翼賛政治會と、國民運動の參謀本部たる大政翼賛會とが相協力しその運営によつて政府と國民とはピッタリと結ばれ舉國一體大東亞の盟主たる日本の政治は一大飛躍をとげることになつた。

**米國民生活の顛落**

米大統領は四月の議會教書で生活の設計を提唱し、更に爐邊放送でも重ねて國民に訴へ國民生活の調整に大童であるが、多年の贅澤と享樂に溺れ切つた國民にとつて之程の苦痛はなく敗戦アメリカ全土

は暗澹たる空氣に蔽はれてゐる。五月十五日から初まつた割當制によりガソリン配給は毎月五十リットルに制限(違反者は最高一萬弗の罰金)、一千萬臺の自家用車は街頭から姿を消し自動車天國の誇も地に塗れて了つた。ネオン輝く光の都ニューヨークも暗闇と化した。砂のやうに粗末にしてゐた砂糖も切符制となり(一人一週半ポンド)、洋服はダブは勿論ズボンの折返しポケットの蓋まで禁止、ワイシャツの裾も一時節約ポケットも減らす仕末、世界一の「文化生活」を誇つた自慢の材料冷蔵庫、ラジオ、タイプライター、寫眞機、蓄音機、家庭用諸電氣器具など相次いで生産使用禁止となり、個人主義の米人には死の苦しみである。又五月十八日から物價停止令が實施され衣食住等全生活面に互る重要物資はすべて三月中の最高價格を基準に釘づけとされたが、物價は戦前の二倍近く騰貴しつゝある。更に六百億弗と云ふ建國以來の大戦時豫算を賄ふための大増税

**日本國體とヒ總統演説**

ビルマ、コレヒドール、珊瑚海と世界を歴倒した東の大戦果に應じ西でも獨伊の大攻勢がケルチ半島を皮切りに展開されてゐる。去る四月國會におけるヒ總統の演説は實に今回の大決戦への決意宣言であつた。同演説においてヒ總統は絶対權賦與の必要を説いた後國家は法官のために存在してゐるのではなく法官が國家の福祉のために存在してゐることを自覺せよと叫んだ。國家が滅びても個人が存する歐米と異り國家なければ個人もない我日本の獨自性を思ひ併せて感銘が深い。又一ドイッ國民の指導に當る余の生命の長からんことを祈つた獨裁總統の悲壯な心事を窺ふ時、盟邦と雖も獨裁國と根本的に異なる我日本の國體の尊さを居られぬのである。

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
東京拘置	一七	〇、〇六	一	〇、〇六
小菅	四三	〇、〇七	三	〇、〇七
府中	一一	〇、〇三	四	〇、〇三
水戸	四五	〇、〇七	五	〇、〇七
計	一七六	〇、〇五	一三	〇、〇五

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
千代田	八	〇、〇九	七	〇、〇九
静岡	八	〇、〇九	七	〇、〇九
甲府	一五	〇、二	一五	〇、二
長野	六	〇、〇六	四	〇、〇六
神戶	七	〇、〇三	三	〇、〇三
高松	五	〇、〇一	一〇	〇、〇一
松江	三	〇、〇六	三	〇、〇六
松山	九	〇、〇五	三	〇、〇五
青森	七	〇、〇二	七	〇、〇二
函館	七	〇、〇三	九	〇、〇三
計	一〇七	〇、一	一〇七	〇、一

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
東京拘置	一	〇、〇	〇	〇、〇
小菅	八	〇、〇	〇	〇、〇
豊多摩	一三	〇、〇	〇	〇、〇
府中	七	〇、〇	〇	〇、〇
横濱	七	〇、〇	〇	〇、〇
千代田	二	〇、〇	〇	〇、〇
水戸	三	〇、〇	〇	〇、〇
宇都宮	三	〇、〇	〇	〇、〇
前橋	七	〇、〇	〇	〇、〇
計	五八	〇、〇	五八	〇、〇

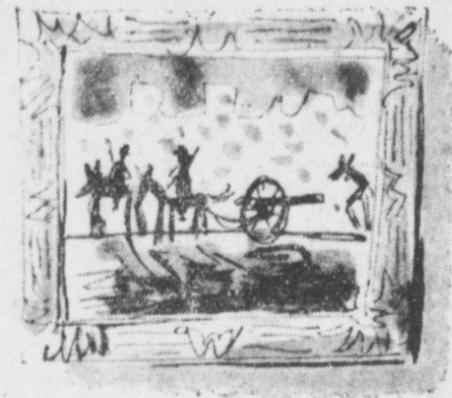
刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
甲府	一	〇、〇	一	〇、〇
長野	一	〇、〇	一	〇、〇
新潟	一	〇、〇	一	〇、〇
京都	一	〇、〇	一	〇、〇
大阪	一	〇、〇	一	〇、〇
神戶	一	〇、〇	一	〇、〇
滋賀	一	〇、〇	一	〇、〇
奈良	一	〇、〇	一	〇、〇
徳島	一	〇、〇	一	〇、〇
高松	一	〇、〇	一	〇、〇
高知	一	〇、〇	一	〇、〇
徳島	一	〇、〇	一	〇、〇
岐阜	一	〇、〇	一	〇、〇
金澤	一	〇、〇	一	〇、〇
廣島	一	〇、〇	一	〇、〇
岡山	一	〇、〇	一	〇、〇
山口	一	〇、〇	一	〇、〇
広島	一	〇、〇	一	〇、〇
山形	一	〇、〇	一	〇、〇
福島	一	〇、〇	一	〇、〇
鹿島	一	〇、〇	一	〇、〇
宮崎	一	〇、〇	一	〇、〇
沖繩	一	〇、〇	一	〇、〇
宮崎	一	〇、〇	一	〇、〇
秋田	一	〇、〇	一	〇、〇
青森	一	〇、〇	一	〇、〇
函館	一	〇、〇	一	〇、〇
網走	一	〇、〇	一	〇、〇
樺太	一	〇、〇	一	〇、〇
計	一〇七	〇、一	一〇七	〇、一

年別	再入所人員	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員	割合
一ケ年以内	一四六	〇、二四	一	〇、二四
二ケ年以内	六八	〇、一〇	六	〇、一〇
三ケ年以内	二五	〇、〇四	二	〇、〇四
四ケ年以内	一六	〇、〇二	一	〇、〇二
計	二四八	〇、四三	一〇	〇、四三

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
滋賀	三	〇、一	三	〇、一
岐阜	四	〇、一	四	〇、一
徳島	四	〇、一	四	〇、一
高知	五	〇、一	五	〇、一
山形	六	〇、一	六	〇、一
三浦	六	〇、一	六	〇、一
山口	六	〇、一	六	〇、一
熊本	三	〇、一	三	〇、一
鹿島	五	〇、一	五	〇、一
鹿島	五	〇、一	五	〇、一
沖繩	四	〇、一	四	〇、一
秋田	四	〇、一	四	〇、一
網走	三	〇、一	三	〇、一
樺太	三	〇、一	三	〇、一
計	五七	〇、一	五七	〇、一

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
豊多摩	一	〇、〇	一	〇、〇
横濱	二	〇、〇	二	〇、〇
宮崎	二	〇、〇	二	〇、〇
宇都宮	二	〇、〇	二	〇、〇
前橋	二	〇、〇	二	〇、〇
新潟	二	〇、〇	二	〇、〇
京都	二	〇、〇	二	〇、〇
大阪	二	〇、〇	二	〇、〇
神戶	二	〇、〇	二	〇、〇
滋賀	二	〇、〇	二	〇、〇
奈良	二	〇、〇	二	〇、〇
徳島	二	〇、〇	二	〇、〇
高松	二	〇、〇	二	〇、〇
高知	二	〇、〇	二	〇、〇
徳島	二	〇、〇	二	〇、〇
岐阜	二	〇、〇	二	〇、〇
金澤	二	〇、〇	二	〇、〇
廣島	二	〇、〇	二	〇、〇
岡山	二	〇、〇	二	〇、〇
山口	二	〇、〇	二	〇、〇
広島	二	〇、〇	二	〇、〇
山形	二	〇、〇	二	〇、〇
福島	二	〇、〇	二	〇、〇
鹿島	二	〇、〇	二	〇、〇
宮崎	二	〇、〇	二	〇、〇
沖繩	二	〇、〇	二	〇、〇
宮崎	二	〇、〇	二	〇、〇
秋田	二	〇、〇	二	〇、〇
青森	二	〇、〇	二	〇、〇
函館	二	〇、〇	二	〇、〇
網走	二	〇、〇	二	〇、〇
樺太	二	〇、〇	二	〇、〇
計	一〇七	〇、一	一〇七	〇、一

刑務所別	再入所人員數	割合	再入所人員の割合	
			再入所人員數	割合
甲府	一	〇、〇	一	〇、〇
長野	一	〇、〇	一	〇、〇
新潟	一	〇、〇	一	〇、〇
京都	一	〇、〇	一	〇、〇
大阪	一	〇、〇	一	〇、〇
神戶	一	〇、〇	一	〇、〇
滋賀	一	〇、〇	一	〇、〇
奈良	一	〇、〇	一	〇、〇
徳島	一	〇、〇	一	〇、〇
高松	一	〇、〇	一	〇、〇
高知	一	〇、〇	一	〇、〇
徳島	一	〇、〇	一	〇、〇
岐阜	一	〇、〇	一	〇、〇
金澤	一	〇、〇	一	〇、〇
廣島	一	〇、〇	一	〇、〇
岡山	一	〇、〇	一	〇、〇
山口	一	〇、〇	一	〇、〇
広島	一	〇、〇	一	〇、〇
山形	一	〇、〇	一	〇、〇
福島	一	〇、〇	一	〇、〇
鹿島	一	〇、〇	一	〇、〇
宮崎	一	〇、〇	一	〇、〇
沖繩	一	〇、〇	一	〇、〇
宮崎	一	〇、〇	一	〇、〇
秋田	一	〇、〇	一	〇、〇
青森	一	〇、〇	一	〇、〇
函館	一	〇、〇	一	〇、〇
網走	一	〇、〇	一	〇、〇
樺太	一	〇、〇	一	〇、〇
計	一〇七	〇、一	一〇七	〇、一



# 地獄の一夜 (下)

—— オスポーンの面影 ——

## 馬骨生

### 「地獄の一夜」

トム・ブラウンは短かい一週日の間に可能だけあらゆる方面の拘禁生活を體驗しようと決心してゐたのである。職員によつて手荒な取扱を受けるようなことはなかつたし、よし又、たとへ命令があつたとしても、彼に指一本でも觸れようとするガード（看守）は一人もなかつたのである。しかし、直接に自分で暴力の加へらるる有様を確かめるのでなければ、在來のプリズン・システムの下に餘りにも頻繁に起つた暴力沙汰を又聞きしたに過ぎないことになるのである。ところが、或夜のこと、トムのゐるセル・ブロッツク（居房の一廊）の静寂けさを破つて怖ろしい騒ぎが起つたのである——初手

には只だ叫聲の入り亂れるのみであつたが、やがて何か喚く聲がして、「放つて置け」、「こん畜生、止さないか」といふ二三人の語が聞き分けられたが、最後に、どさりとといふ音と共に長い唸り聲が聞えて來た。

彼の居房からではトム・ブラウンは何も分明からなかつたが、しかも、ぞつとするような悪寒が背筋を流れるのを感じたのである。後になつて聞いたのであるが、最近シン・シン・プリズンから移された瘦せた小柄な若者が職員に對する無禮から懲罰室に下されたのであるが、水とパンとだけで暗い處にぶち込まれてゐた五日間に、彼の脆い體質は衰弱して、すつかり頭腦は損はれてしまつたのである。自分の居房へ歸つて來てからひどい下痢に苦しん

だが、幾度か醫員の診療を求めたにも拘らず、醫療の手當もなく其儘に棄ておかれたのである。終に彼は氣が狂つて、その夜大聲で色々なことを叫び散らしたので騒ぎが起つたのである。彼は自分の命が危ふいと思つたのか、「殺すなら、何故一と思ひにやらないのか」と金切り聲でわめいたのである。かういふ癖の悪いのはきまつて棍棒の荒療治であつた。一と打ちで彼は倒れたのである。看守達は彼をセルから抛り出して、寄つてたかつて打つたり蹴たりして、もう一度密室の苦を嘗めさせるために地窖へ曳きつづつて行つたのである——彼の理性を破壊した同じその事が何とかしてそれを恢復させるだらうといふ遺憾で！

前から考へてゐたことだが、この事であつた今になつて、トム・ブラウンは正氣で入つて氣が狂つて出てくる罰房の恐ろしさを試みてみようといふ一層深く決心を固めたのである。別に好き好んでといふわけではないが、受刑者の心理を理解しようと思へば、今迄に彼等の多くのものが苦しんだように自分も苦しむでなければならぬと思つたのである。三時間も其處に入つてゐたら、ソリタリー（屏禁室）のどんなものであるかは概略分明からであらう。その位のことなら自分にも堪えら

れる筈だ。

ワデーンのラテイガンは此の考へには疑懼を懐いたのである。其上に、一緒の仕事で働く仲好しのマーフィーさへ考へ直すように彼に勧めたのである。「トムはどんなものか知らないからそんな事を言ふのだが、其處の一時間の苦しみは最も質の悪い病苦の一週間よりもひどいものだ」と、彼は切に止めたのである。

かゝる言葉が、誇張されてゐるものにしるゐないにしろ、オスポーンの意志を阻むことはできなかつたのである。彼はせむしその手續の運ばれるようにと言ひ張つたのである。處が、偶然にも、その機會が逃らえたようにやつて來たのである。或る日、彼の働いてゐるバスケット・ショップ（工場）の擔當の看守部長から居場所を離れてゐたのを叱りつけられて、大膽にも彼は仕事はいやだと言ひ出したのである。彼の扱つてゐる藤材の品質が悪く、編みにくいので指がひどく腫れ上つたのである、これが反則の好い口實になつたのである。不意を喰つて驚いた部長は眞面目に規則を楯にとつて、

「そうすると作業を拒むのだといふのかね」

「さあ、まあそんな所です」

部長はちよつと躊躇してゐるようだつ

だが、靜かに、

「出てつて上衣と帽を擧つてこい」

トムは重大な規則違反の一つであるストライキで屏禁を言渡されたのである。

その體驗をオスポーンは「地獄の一夜」と呼んでゐるのである。

それは初めはそんなに悪いものではなかつたのである。彼の抛り込まれた檻のようなヂェールでさへ、空氣の供給は乏しく、のみやしらみが這ひ廻はつてゐてさへも、すぐには彼をへたばらせはしなかつたのである。よし、たつた三時間である。外のものが十二時間、更らに其上にも日夜の別もなく幾日も、それに堪え得るなら、自分だつて辛抱できない筈はない、と平氣でゐたのである。

彼のセルはがらんとして何もなかつた。椅子もなければコット（簡易寢臺）もない。只だフロア（床）だけである——それも數日前までわざ／＼鉄が打つてあつたのである。眠らせまいためのかゝる細心の工夫の施された拷問室を設計したのは何處の鬼のような技師であつたらう。この鐵張のセルにあるものは、なくてはならないバケツと小さなブリキの鍮だけであつた。この鍮には精確に一ヂル（約八匁）の水が入るのである。二十四時間に三ヂルの

定めである。數ヶ月前ラテイガンがワデーンになるまでは二十四時間に一ヂルだけであつたのである。受刑者は手や顔を洗ふことは許されなかつたのである。

下から聲がかゝつた。

「一號、オイ、一號」

トムのセルはドアに一番近かつたから、一號にちがいない。

「オイ、彼は呼び返して、バスケット・ショップから來たことを言ひ添へた。」

「トム・オスポーンて男はまだ其處で働いてゐるかね」

これは一號にとつては全く期待しなかつた所のものであつた。彼等はほんとに彼に興味を持つてゐるのであつた。

「そうだ、彼はまだ働いてゐる」

「そうか、彼奴は好い、さう思はないか、彼奴は今何をしてゐる」

「彼奴はお前に話をしてゐる」

「え、お前が其男だと言ふのかい」

「ウン、俺がトム・ブラウンだよ、トムが俺で俺がトムだ、一つ事は同じ事さ」

これで二人の中を隔てゝゐた目に見えないバーがなくなつて、とう／＼トム・ブラウンは仲間の兄弟の一人になつたのである。

トム・ブラウンがヂェールに於ける

一號となつたのは午後の四時であつた。時間などはどうでもよかつたのである、下界へ通ずるその廊下に在つては夜も晝も同じであつた。三時間はかり彼は見えない仲間と話をした。お蔭で色々な事を知つたばかりでなく、話しをしてゐる間は氣が引き立てられたのであつた。其處には、色々な人間がゐた。八號はかつちりした男で、大膽にも外から來た教師に口返答をしたのでヂェールへ抛り込まれたのである。四號と五號とは亂暴な言合ひをしたので、三號は悪性の感冒に苦しんでゐたために瘤瘡まぎれに鐵桿で仲間をなぐりつけたのである。いづれも重大な反則であるが、暗闇の中で物思ひに耽つてゐたトム・ブラウンにとつては違反の輕重などはくだらないことだつたのである。何でも構はず人間を暗い處へ抛り込んで懲罰だなど、すましてゐるのは彼には馬鹿々々しくならなかつたのである。

しかも、パンと水との重屏禁は只だの刑罰ではなかつたのである。なほ其上に、ヂェールに於ける一日は五十仙の罰金を意味してゐるのである。で、受刑者は就業日一日一仙半の割合で賃金を支拂はれるのであるから、十日のヂェールに處せられるれば、自分の元のセルへ歸つた時には、その者は一年分

の賃金よりもずつと多い額の賃務をニユウ・ヨークのステートに負ふことになるのである。彼は善行の點數全部を奪はれ、減軽された刑期の、すべてでないまでも、一部は取消さるゝのである、であるから、一回か二回ヂェールに處せられたら最後、善行記章としての腕の横筋をもらをうといふような張合を全く失つてしまふ程、彼は絶望のどん底に陥るのである。

もう一人二號と呼ばれたのがあつたが、二十一歳になつたばかりのほんの少年だつた。數日前、刑を受ける前に受けてゐた傷のために已に聾になつてゐた耳の手術をしてもらつたのである。其日の前々日未だ癒り切らないのに病舎を出されたのであつたが、病院から騒々しい患者で、規則を破つて他の患者に話しかけたといふ報告があつたので、前日ヂェールへ降されて来たのである。看護するものもなく、不潔な衣服にくるまつて、パンと水以外には何の營養も取れず、膿の出る傷處にあてるハンケチさへ許されないので、彼は既に三十六時間も棄てられたように、茲處に臥てゐたのである。しかも、是から先き、少くも猶ほその位の時間は茲處にゐなければならなかつたのである。トム・ブラウンの同情は悉くこの若者に傾いたのである。

衝動を抑へつけてゐた。叫べば、正氣を失ふのだ、彼はよく知つてゐたのである。

そこへ救ひにでてくれたのが四號で、狂ひ廻つてゐる若者に靜かに話しかけて、うそか眞個か恐ろしい自分の身の上話をしてなんどりと慰めたので、若者は漸く納まつて、終には歌を唱ふようになったので、一と先危機は防げたのである。

もう一度トム・ブラウンは眠らうと努めた。緊張してゐた神経も漸々と和らいで、終には深い眠りに落ちたのである。しかし、それも長くは續かないで、半時間経つたかたゝない内に居房のドアがたたく音で目か覺めてしまつたのである。荒々しい聲で、

「オイ、名を呼ばれたら返事をするのだ。ブラウン」

自分の初めての眠りを破つたこの男を喚鳴りつけた衝動を漸く押し殺して、オスボーンはすぐ點檢に答へて、そんな氣振は更に見せず、打つて變つた丁重さで、隣房のボーイが鐘をひつくり覆へしてしまつたから、もう少し水がやつてもらへまいかと頼むたのである。

阿呆な!!「だめだ、規則違反だ」、ぶつきらばうな一とをを残して、看守は他の房々を起すために廊下を通り過

トムが思つたほどでもなく時の進みは遙かに凌ぎ好かつたが、場所の不氣味さは刻々に加はつて行つたのである。其處の周囲のただずまいに何とも云へないぞつとする程忌やなものがあるつたのである。彼は懲罰の三時間の終りを告げる外側の錠を開ける鍵の音のするのを待ちこがれてゐた。しかし、不思議にも、その最後の瞬間が来て、ドアが軌りながら開いて電球がパツと光つた時には、彼は不意に旋毛曲りの執拗な感情に捉へられたのである。自分はソリタリーの苦しさつらさを眞に味つたらうか。彼は味はなかつたことを知つてゐるのだ。既遇のめづらしさに刺戟されただけで、強い者を弱くし弱い者の氣を狂はせる其の苛責の深さを實際に測つたのではなかつたのだ。戒護主任の顔が彼のセルの格子の向ふにぼうと現はれた時には、トムは危くその顔へ呪咀の語をたゞきつけるところだつた。彼はかすかな光の中で自分を搜してゐる其男の眼をはつきり感じたのであつて、此時ほど自分が檻の中の毛だ物だといふ感じをしみ／＼經驗したことはなかつたのである。烈しい憤怒が身内に燃え上つた。彼は突然いつまでも其處にゐてやらうと決心したのである。それは只だ抑へ切れない衝動的な片意地、バーの外にゐる制服

ぎていつた。

オスボーンは怒りに狂ふばかりで、眠るところではなかつた。頭は休みなく働いてゐて落着かうとしないのである。たつたこの一夜さでもかういふ事が起るのだから、今までにどれだけの多くの物凄しいシオンを此の地下の牢獄は見て来たことであらう、かう思ふと神経は破裂しさうになつて、怪魔の鋼鐵の手でそろ／＼頭が押し潰されるやうに感じたのである。其上に、このヂェールの位置が更に彼の苦悶をいやが上にも深めたのである。片方にはダイナモの絶え間なく唸る響は人をして狂はしむるばかりであるのに、別の側には、命を取る椅子と怖ろしいその附屬物との備付けてある死刑室(Chamber)があるのだ。この椅子は受刑者達が冷酷骨を刺すような講義を弄して一熱い座席(Hot seat)と名づけたものである。ヂェール仲間の一人から聞いた所では、近い頃、彼のゐるその同じセルで精神の過勞に氣が狂つて自殺したかわいそうな男があつたのである。

めまぐるしい物思ひに頭の亂れ抜いてゐる最中に、不意に、耳馴れた響を聞いたのである。カチ、カチ、カチー

「地下道の水揚げポンプの槓桿の音である。せい／＼四時半より晩くはない

を着たその男が来いといふ限り行くまいと思つたのである。鐵の格子に押しつけられたその顔を睨み返した瞬間、それはオスボーンではなかつたのである——それは盲目な怒りに燃ゆる受刑者三萬三千三百三十三號であつた。

戒護主任はしばし、呆氣に取られてゐた。こんなつもりではなかつたのである。彼は全くトムが氣が狂つたものと思つて、ひどく慌て、作業主任(Supervisor of Prison Industries)に電話したのである。驚いて飛んで来た作業主任は一號のセルに荒れ狂ふ狂人を見出す代りに一個の分別力のある人間を見出してはつとしたのである。そこで、トム・ブラウンの懲罰は翌朝の六時まで延長せらるることに手筈が決められたのである。

この騒ぎは夜の七時であつた。此から更に十一時間繼續するのだ。夜中どんな恐ろしい事が起らうとも、これだけの時間は押し通さなければならぬのである。彼は眠らうと思つて、仲間の指圖通り、シャツを丸めて靴の上にかけて枕代りにし、コートを脱いで上掛けにしてご／＼した松板の床の上にところがたつた。自分が入るといふので特別念入りに掃除されたことは知つてはゐるが、何か頸筋をむづ／＼這ひ廻るのである。被れ切つてゐるのでは

と思ふのに、それは可怪しい。ヤードを遠く隔てた建物から来る響がかうはつきり聞える響がない。しかし、また聞える。カチッ!カチッ!カチッ!カチッ! 或は賄所が仕事にかゝつたのかもしれない。

堅い床の上で痛む體を臥返りした。間もなく、また別な響が明かに聞き取れた。行進する隊伍のどしん／＼といふ鈍い足音である。足音はだん／＼高くなつて、やがてそれが止んだかと思ふと、再び別な場所が始まつた。どれだけの人数だらう。しかも、この時間に!すると、また別な雜音が規則立つた足音にまちつて来て、セルの空氣は不思議な振動で震へるのである。彼はよろめきなから立上つた、途端に、彼の眼の前に火花の雨が飛び散つたのである。しかし、その時には、もはや何の音もなく、只だ地下牢の死の如き沈黙あるのみであつた。氣が狂ふのだ、といふ考へが、瞬間、彼の心中に閃いた。かち／＼いふ槓桿の響も行進の足音も實はなかつたのである。彼はまぼろしの世界にすべり落ちて、渾沌たる音響の海の中に呑み込まれてしまふように感じたのである。

「ヂオー、目が覺めてゐるのか」

「オイ、何だ」

「後生だから、話をしてくれ」

あるが、少しも睡氣がさゝないので、堅い床の上を這ひずり廻つてゐる内に、彼は半睡半醒の状態に陥つた。

「トム、トム・ブラウン」

呼ばれてゐるのは聞えてゐるのだが、答へることができないのである。彼の脳髓は惡臭のある空氣のために酔つたやうに亂れてゐるのである。再び叫びか来た、續いて、「水をひつくりかへしてしまつた」、と今にも泣き出しそうな聲である。

隣房の二號で、耳に傷をしてゐる若者だつた。床の上をころげ廻つてゐるうちに割宛ての大切な水の入つてゐる鐘をひつくりかへしてしまつたのである。今は熱のための渴きを癒やす何物もないのである。だん／＼譫妄状態に入つたものか、何だか荒々しくつぶやいてゐるのである。檻のこちら側で聞いているトム・ブラウンは聞きながら額の汗を拭つたのである。哀れだとか悲惨だとかいふよりも、何よりも先づ怒りに堪えなかつた。そしてどうしてやることもできないもどかしさにぢれて、彼の眼には熱い涙が一ぱい溜つて来た。自分の大切にとつて置いた乏しい割宛ての水を分けてやることすらできないのである。彼は拳であはひの鐵板をかき毀したい位に思つたのである。やつとの思ひで彼は叫び出した

「よし、何を話さう」

「何でもかまはない、只だ何か話してくれ」

何か話をしてゐなければ氣が狂ふやうに思つたのである。四號は二號の狂ひ廻つてゐた若者にしたやうに話し初めた。トムは、手を握りしめ、齒を喰ひしばつて、自製の力を失つて氣が狂ふ前に解放の時の来るのをひたすら祈りながら、遅々として滴る時の刻みを測らうとして、床の上に堅くなつて臥つてゐた。

それは終に來た、響きだ、ほんとの音である——ステーションに於ける六時の汽笛だつた。一號のセルの鐵の扉を開けたガードは十四時間前に自ら進んでその中へ入つて行つた人とは全く異つた人を見出したのである。トムは、自働的にガードの命令に従つて、催眠状態に在るものゝやうに歩き出したが、それでもヂェールの仲間小聲ながら「左様なら」をさゝやいた時には、さすがに故のまゝの精神がほの見えてゐた。彼は廊下へ出て、ブリズン・ヤードの方へよろめきながら歩いていつた。凜とした冷朝の空氣を肺一杯に吸ひ込んで、つとした彼には、昨日の朝が一千年も昔のやうに思へたのである。しかも、彼はこの時ほどブリズン・プロブレムの核心にびつたり

觸れたように思ったことは未だ嘗つてなかつたのである。自分の元のセルに歸つて、しばし茫然と佇立んでゐたが、いきなり跪いて、彼は今はもはや回避することのできないものと覺つた一つの任務に身を捧げることがを神に誓つたのである。

それは日曜日の朝であつた。疲れきつてゐたトム・ブラウンは殆んど無意識にチャペルの朝の禮拜の召集に答へたのであつた。チャペルのベンチに坐つてからも思ひは別な處へ馳せてゐた。一週日前には、オスポーンと名乗る男が、何も知らない幾百の人の好奇の眼の凝視を浴びながら、この壇上から一場の説話を試みたのであつたが、しかし、その人は過去一週日の間に存在しなくなつて、今は別の人間がその男の體內に入つたのである。オスポーンは涙ぐましい感情の湧き上るのをどらすることもできなかつたのである。チャプレン（教誨師）が受刑者三萬三千三百三十三號をプラトホーム（聖壇）へ昇るよう招いた時には、猶ほトム・ブラウンであるといふ氣持がまだ充分あつたが、ブリズン・ウォールスの中にある人々の將來の問題について説き出すに及んで、夢から覺まされたように、彼は元のまゝのオスポーンを取り戻してゐたのである。しかし、其

時になつてさへも、幾重にも列を作つたベンチに腰掛けてゐる受刑者達は、壇上に立つて革新を説く彼に、リホームよりもむしろ彼等の絶望の仲間の一人を認めてゐたのである。

或るものはオスポーンがトム・ブラウンとしての體験を敢てしたことを稱讃した。或るものは嘲笑し、更らに、或る者は罵倒した。しかし、結果の如何は暫く措き、この事を敢てし得るものは恐らくトマス・モット・オスポーン唯だ一人であつたといふことを理解してゐるものは幾何もなかつたのである。彼はトム・ブラウンの役を演じたのではなかつた。彼は眞にトム・ブラウンになりきつてゐたのである。受刑者はこれを感じたのであつて、そして彼等の一人として彼を承認したのである。彼等のすべては本能的にトム・ブラウンが信頼することのできる一個の友であることを知つてゐたのである。オスポーンが日曜日の朝ブリズンを後にした時に、一千四百の受刑者の期望は彼の一身につながつてゐたのである。

エピソード

現在、ニュー・ヨーク市東三十丁目百十四號地に、オスポーンの遺志を紹介する事業を促進するの目的を以て組織



現場より

敵機襲撃時の所感

〇〇作業場 B生

去る四月十八日、初めて我が本土に對して敵の飛行機が舞ひ込んだのである。筆者は今回〇〇作業場に於て偶々敵機の來襲を目撃したので其所感の一端を述べる。

御承知の通り刑務所は多數の收容者を擁護して事故を未然に防止する所に刑務官としての任務を完ふし而して行刑本來の目的を達成し得べきである。

斯るが故に一朝天災事變火災等に遭遇せんか、最悪の場合收容者の身柄を擁護して安全なる地帯に避難行爲をなさしむるは、言はずも哉、法規の命ずる所である。是れは當然のことである。然らば、今回の如き敵機の空襲を受けた場合に於ける處置如何。防

空當局の指針によれば、空襲警報發令せられた場合は休業することなく警防に携はるもの以外は各其職域に従事して居るのが建前である。斯く書いてあるから刑務所の所謂構外作業も休業せしめざることを本則とすべきである（無論晝間の場合とす）。然るに刑務所の久しき因襲として一旦事ある場合は逃走を豫防する爲めに必らず一定の場所に集合せしめて人員の點呼をなさねば戒護者として濟まない氣がする。是れは止むを得ないことであるが、今回の如き敵機襲撃を發見した場合集團的に多數の者を集合せしむるときは目標過大にして之れに伴ふ實害も亦大きいのである。又構外作業現場の休息所は概ね白色の天幕を使用して居る様である。航空専門家を以て言はしむれば、地上の白色は上空よりの標識になるから、天幕に擬装を施すかそれとも天幕に淺葱色の布を掩ふか是れ等染色に代ふべきではなからうか。むしろ空襲警報が發令されても矢張作業を繼續することである。空襲は瞬間的の友軍機敵機の鑑別は實際出来ないのが普通である。咄嗟の場合就業の場所に於て其儘伏せしめ、敵機通過後暫らくして元に復せしむるを最善の策と思考す。焼夷彈を投下せられたとしても、集團の場合と比較して其の實害の點も遙

されたオスポーン協會 (Osborne Association) の本部としてのトム・ブラウン・ハウスがある。その建物の壁に填込まれてゐるタブレットには、このハウスが「勇ましく、正しく、情あるブリズン・リホームの豫言者にして先驅者」(“Prophet and Pioneer of Prison Reform, Brave, Just, and Comp- assionate”)たるトマス・モット・オスポーンを記念するために寄進されたものであることが記されてゐて、シン・シン・ブリズンのワーデン(所長)となつた時のオスポーンの語を引いて、「我等は鐵屑溜であるこのブリズンを一個の修理工場にして見せよう (We Will Turn This Prison from a Scrap Heap into a Repair Shop)」なる一句が題銘として掲げられてゐる。

自己の正しと信ずる所を行ふに當つては、彼はたしかに勇敢であつた。いかなる反對をも怖れなかつた。オーバリン・ブリズンのセルの中でブリズン・リホームに一生を捧げることが誓つてより、彼は望まれてシン・シン・ブリズンのワーデンとなり(一九一四年十一月、次いで轉じて、合衆國政府海相ダニエルズの請ひを容れてボウワックス

受刑者と軍樂隊

〇〇作業場

かに輕微であることを想像し得べく、又常識で考へても背かされる。刑務官は兎もすれば逃走防止方面にのみ氣を奪はれ勝である。空襲の場合も動もすれば實害の方面が閉却され勝の様に見受けらるゝのである。今次一再ならず敵機の空襲あることは決して想像に難くない、實務家諸氏の御一考を乞ふ。

軍樂隊に依て演奏された曲目は「進め海の荒鷲」「軍歌ハワイ大海戦」「軍歌マレー沖の凱歌」「元録花見踊」「軍歌唱歌國民歌の聯曲」「軍艦行進曲」の六つ、收容者達は絶えず拍手を送つてゐたが、特に「ハワイ大海戦」「マレー沖の凱歌」演奏の時のそれは猛烈なものであつた。曲目から來る國民的な感激、更にそれを倍加したものは、演奏者が海軍軍人であるといふ事であらう。此の意味からいつて、圖らずも教

海軍刑務所のコムマンディング・オプイサー(所長)となつてまで(一九一七年八月)、彼一流の熱烈さで所信の實行に努めたが、到處反動思想の攻撃に遇ひ、遂にその志を伸ぶるを得なかつたのは、リホームマーにつきまといふ當然の運命であつたかもしれない。一九二〇年三月ボーツマウスを辭してから、一九二六年十月二十日夜オーバーン市の街上に變裝のまゝ倒れて不思議の死を遂ぐるまで、彼の一生中の最も暗澹たる數年間を通じて、彼は、何人も他人をリホームすることはできない。吾人の爲し能ふ所のものは只だ己れをリホームする機會を彼に與ふることだけである」といふ自治に由るブリズン・リホームの根本原則を固く信じて疑はなかつたのである。しかし、彼は空しく死にはしなかつたのである。彼と志を同じふし事を共にした人々は彼によつて一度點火された生命を失ひはしなかつたのである。もしオスポーンがなかつたならば、現在シン・シン・ブリズンのワーデン・ローズは出なかつたであらう。アメリカに於ける近代的なピーノロジの基礎觀念はオスポーンから出たもので且つ彼によつて築かれたのである。

化上多大の効果のあつた事を喜び、軍樂隊に感謝してゐる次第である。「元録花見踊」の演奏では、嚴めしい軍人達であるだけに其の奏でる和やかな樂の音に、皇軍將兵のやさしさの一面をチラとぞいた感じで、どの顔もどの顔も柔かくほころびてゐた。かくて、午後四時「進め海の荒鷲」の輕快な力強い旋律から始まり、前述の各曲目を経て、雄壯な「軍艦行進曲」の終る迄、約一時間、遙拜所の前で柔かな春の陽を背に受け乍ら、伸々と堪能する事が出来たのであるが、樂長がニコ／＼乍ら、時折諧謔を交へて演奏の初めに各曲目の説明をしてくれたので、比較的音樂に關する教養の乏しい受刑者達も一層の聴き甲斐があつた様である。兎もあれ一時間足らずの間ではあつたが、明るい戸外で、海軍軍樂隊の演奏を聴き得た事は、收容者にとつては、こよなき慰安であり教化であつた。何事によらず、自分達が精魂を傾けて努力して來た事が、何らかの形で實を結ぶといふ事は、大きな喜びであり、其の喜びをみんな一つになつて分け合ふ時の氣持は又格別なもので、或る頼もしさを感じるものである。今日の目を迎へた職員も收容者も、更に最後の完成に向つて邁進する決意を新にした事は言ふ迄もない。(十七、四、二)



創作

# 明暗の境 (中)

石光 葆

三

たつた一度だけの音楽の出席禁止は、鳥内には意外だつたらしい。しかも正田の云ひ方はあつさりしたものだつた。

「おい鳥内、来週は音楽には出られんぞ。」

「え？ 来週だけ？」

思はずぞんさいな口になり、ハツと首をすくめた。

「さうさ、もつと休みたいか。」

きゆつと部長へ眼をやり、べこんべこんと大きく頭を二三度さげた。こんな場合、勿體ぶつた訓戒をされると少年たちは片意地な反感から、却つてむくれるのだが、かう簡単に投げ出されると一そこの有難さに咽せるほど感激する。正田はその間のこつを呑みこんでわざとやるのではない。彼の性格の善良さが

おのづとさうさせ、そのことがたくまらずして感じやすい少年の素直な感情を揺りおこすのである。

「なあ、一度だけ辛抱しろ……これからは氣をつけるんだぞ。」

正田はしんみりと、自分より背のたかい鳥内の肩へ手をあいた。

「やります！」

なんのこともだか解らない。が、ちんと「氣をつけ」をして云つた口調に、意志が閃めいてゐた。

大人の刑務所でもまれてきた正田部長は、娑婆の悪やどろんこを耳の裏までこびりつけてゐる罪人どもの、卑屈でいやらしく阿るくせに底にぶらぶらしく激ませてゐる狡猾と向きあふことに慣らされ、いつの間にか自分にも失はれたと思つてゐた純粹さが、こゝへき

て日を経るにつれて息ふき返すことに明るい歡びを感じ、「少年」に返つてゐる自分に出會つて愕きの眼を睜ることがあつた。同じ頑丈な塀のなかに住みながら、大人と少年では、どうしてかう違ふのだらうか——少年は役人をも善良にし、大人は役人をも墮落させる。

一年前こゝへ来た當初、彼はその解釋に苦しんだ。教化するには先づ理解し、ともに生きなければならぬ。この信條が彼を熱心にさせ、それとなく觀察するうちに、おぼろげながら了解することが出来るやうになつた。少年といつても肉體的には大人で、概して早熟なため一應の物慾はあるが、智識や思慮が伴はず、環境の影響によつて偶發的に悪事を働いた者が少くないのである。殊に放火、殺人強盜などといふ大それたことをやつてのけた者にその傾向が著しく、彼等は初犯だけでこゝへ送られるが、本質的に悪人であつたのではなくて、罪はむしろ家庭や保護者にある場合が多い。世の保護者たちはなんと子供をおろそかにしてることだらう。だからこゝへ收容されると、人が變つたやうに神妙になり従順になるのも、成人受刑者にありがちな打算に基づく猫つかぶりではなく、眞底から人間の性善性に立ち退るのである。

戸を閉めると、ガチャリと内から鑰がおろされた。

外は降るやうな星であつた。晴天つづきで空気が乾燥してゐるせぬか、ちかちかする光が眼にしみる。

「子供は可愛い。」

胎兒のやうに手足をちぢめてゐた鳥内の姿が眼に残り、正田はひとりで呟いた。曾てこれほど自分の職務に意義を感じたことはなかつた。こゝへきてよかつたと彼はおもふ。大人の刑務所では腹のたつことばかり多かつた、唾棄したくなる自分を何度もあましたことか。

とは云へこゝでも、にがい經驗がなくもなかつた。轉任當初は勝ち手がひによく面喰つた。

初夏のころ、こんなことがあつた。國旗掲揚式のあつた朝だつた。式にひきつゞいておこなはれる教練が終つて、武器や喇叭をもつてゐる者はそれぞれの場所へしまひにゆくし、徒手部隊もあれば病氣見學の者もあつて自然ごたごたしてゐたとき、正田部長のそばを、やゝ離れてはゐたが二人づれの生徒が通りかゝつた。一人はとたんに禮をしたのに、他の一人は知らん顔をしてゆきすぎようとする。

少くとも在所中はさうなのに、出ると再び捕へられる者が半ば以上あることを思ひ合すと、正田は暗然たらざるを得なかつた。こゝに彼等の哀しさがある。意志の弱さは誘惑にうち克つことが出来ないのだ。それはもはや天の命であると云ひきれぬだらうか。何かに欠陥がありはしないか。法律でさへ彼等を成人と區別してゐるのに、世人の彼等にたいする理解が足りないこともその一つである。まるで彼等を救ひがたき極悪人のごとく思つてゐる世人に對して、正田は義憤を感じ、彼等に代つて抗議したくなるのであつた。

夜間作業が終ると所内はすでに夜ふけの感じである。正田部長は勤務時間がすぎても、まだ官舎へ歸らうとしなかつた。九時に就寝喇叭が鳴りわたつて、自由なひとときから十分間の正座を終つた舍房内に、蒲團をひろげそれにもぐりこむひそやかな物音がしばらくした後は、耳の底が痛くなるやうな静けさ

きた。とぼしいあかりの下を、擔當看守が廊下のマットのうへを緩やかに歩みながら、いちいち點検してまはる。少年たちは厚い板戸の小窓を見あげようともせず、がむしやらの眠りにつかうとするのだ。板とコンクリと硝子と鐵と、冷酷な物質どもの構成が、氣温の低下につれて、わづかばかりの體温をうばひ

取らうとする。それに抗して體をもどもぞやり、下腹に力をこめ、ぢつと我慢し、やがて安らかな健康な寢息がもれてくる。

正田部長は非番なのに、肩をすくめて第五舎へやつてきた。突然の巡回にびつくりした擔當はあわて、舉手の禮をし、

「第五舎、總員四十三名、異狀なし。」

と、手にしてゐた帳簿を小脇にはさんで、事務的な報告をした。正田はかるく答禮して幾つめかの雑居房のまへに立ちどまるとぢつと耳をかたむけた。規則たゞしい大きな扉が入りまじつてきこえてくる。第十二號と書いた戸口の柱には、數枚の名札のなかに「鳥内久」といふ文字があつた。

しばらく扉に耳を傾けてから、扉の小窓へ額をおしつけて内部をのぞいて見た。端つこの方に丈の高い鳥内が窮屈さうに體を折りまげ、枕を脱しさうなのを危く頭の端でひつかけてゐる恰好で深い息をつづけてゐた。うすい淺葱の掛蒲團が、胎兒のやうなその輪廓をくつきりと浮彫にしてゐる。正田は微笑をうかべて、音のしないやうにその場を去つた。

送つて出ようとする擔當に、あれ——と十二號の方を頷でさし、

「變つたところはなかつたか。」

「はい、べつに。」

「あらー」  
 正田は呼びとめた。温和しさうなくせに強情でぐうづうしく、生徒間でも威張つてばかりゐて、とかく態度のよくない持岡であつた。どんな場合でも、どんな遠方でも、上官を認めたら敬禮しなければならぬ、といふのが、職員間にも厳守されてゐるこゝの規則である。

「持岡、お前は どうして敬禮しないんだ。」  
 故意に欠禮したそぶりが明らかに看取されたので、正田は前に立ちはだかつて荒つぽく怒鳴りつけた。かねがね傲慢なそぶりが目に餘つてゐた男だ。

持岡の、目鼻だけは整つてゐるのに、どことなく険のある顔がさつと緊張し、斬りこむやうな目つきで昂然と見かへした。

「氣がつかかなかつたんです。」

「ばかー！」  
 もう一人の生徒がびくりとした。

「お前一人ならともかく、時村と一緒にゐて時村が敬禮したのに、お前が氣がつかんといふことがあるか。」

「でも……」  
 「なにー、まだ抗辯するのか。」

といふより早く手が出た。がんとよろめくほどの平手打ちが、頼べたへ烈しく唯ひこん

愛なさであり良さでもあらうと善意に解して、そのまゝ許してやつた。  
 後で判明したのだが、曾ては女友達をもつてゐた持岡は、旅役者の私生児にうまれて十六歳に似あはず早熟な時村に、目をかけてゐたのであつた。なにも知らぬ正田は單純に、他生徒の手まへ強がりを見せる例の癖だらうと考へて、時村の名を引合ひに出したのである。持岡は感づかれたと早合點したのである。それでもまだ正田は怪しみもせず、まゝと一杯くはされたことは、いつまでも舌ざはりの悪い後味を残した。

四

あゝのときは確にしてやられたが、いゝ経験にはなつた——と、今夜の正田はおほどかな氣持で想ひ出すのである。

その後、鳥内久の態度が見ちがへるやうに變つてきた。點呼の返事の仕方からして、腹の底から元氣いつぱいの聲を出す。起床後の冷水摩擦にしても、冬の六時といへばまだ暗くて看守の眼がとどかないのを奇貨として、いゝ加減にやる手合が少くないのに、シツシツと聲とも息ともつかぬ氣合をかけて皮膚が眞赤になるほど強くききびした動作で

だ。不意をつかれて立ち直る拍子にちらと時村へ眼をやり、腕は垂れたまゝ、肩で固い防禦の姿勢になつた。もともと浅黒い顔の色には變化はなかつたが、細い眼に反抗をたぎらせ、形のいゝ唇に不貞くさつた冷笑をうかべてゐる。くそ落着きにおちついた風貌だ。十八歳で浅草のよたもんの團長だつた彼が、頼べたの一撃にあつて、久しぶりに粗暴な血の逆流を感じたのであらうか。割りと好男子で華奢なくせに、眼のくばりや體の構へにあなどりがたい慄悍さをみなぎらせて突つ立つてゐる。

その面がまへに正田はむらむらとした。  
 「反抗する氣か。」

と再び毆つて掌に固い手ごたへのあつたところが彼を更に興奮させ、一つだけのつもりが、それでは濟まなかつた。持岡はさすがに顔色を變へた。唇に浮んでゐた冷笑が消えて、口をくひしばつてゐる。衝きあげてくる激情を辛うじて抑へてゐるのだ。正田は相手を睨みつけた。沈黙がつゞいた——

互ひに闘つてゐる。その黙んまりの睨みつこが正田に自分の立場を反省させ、急に職業的な冷靜さに返つた。或は持岡のただならぬ形相に、今にも飛びかかれさうな危懼を感じたのかも知れない。

こするのである。

なにかの動機で急に態度の變る者もたまにはあるが、そこには、肉親の死とか、應召とか、肯けるだけの大きな理由があるものだが、鳥内の場合、それがもし嘆聲事件に由来するものとすれば餘りに些細な動機である。それしきのことと、急にそんなに變るものだらうかと、正田部長は奇異に感じた。けれども、他にこれと思ひあたることもなかつた。出席を禁ぜられた音楽の時間がすむまでは、名譽回復のため特に努力してゐるのかと思つたが、一週間がすぎ、十日、十五日を経ても依然として昔日の佛をのこさない。

最も變つたのは作業ぶりだつた。こゝの作業は耕耘、道路工事、砂利採集等の屋外作業はもちろん、印刷、木工、洋裁、メリヤス等の屋内作業にしても、勞働による秩序や規律の訓練を主目的としてゐるために、一定時間の操業は強制されるが仕事の責任量は過重にならぬやう考慮されてゐる。また職業指導でもなく、沉んや營利事業でもないから、規模もちやちら各人の作業ぶりもまちまちで、眞面目と不眞面目では一日の能率に格段の相違をきたすのである。

「お前は部長に敬禮してやらなかつたと、後でみんなの前で威張りたかつたんだらう。そんなこと見え透いてるぞ。大體、お前は先生方に對していつも傲慢だ。役人を馬鹿にしようと思つて一生懸命になつてゐるのに、それが解らんのか。お前たちのお父さんやお母さんだつてこれほど熱心にやつてくれたか。ここにゐる以上こゝの規則を守らんきやならん、さういふ癖をつけるのがお前たちには何よりも必要なんだ。お前は規則を破つてえらいとも思つてゐるのか。もし本當に氣がつかなかつたのなら、なぜ初めに謝まらないんだ……時村がゐたからだらう。」

目じろぎもせず體ぢうで反撥しながら、ろくに聞いてもゐないやうだつた持岡が、最後の一言でふしぎな狼狽を現はした。

「そんなんことはありません。」

別人のやうな弱氣であわて、打ち消すと、土色になつた顔を見ぐるしく歪め、急に丁寧に頭をさげた。

「私が悪うございました、これからは氣をつけますから勘辨して下さい。」  
 強がりを見榮とする男が、意外な豹變ぶりである。正田はあきれたが、こゝが少年の他

その違ひは月々ひらかれる累進準備會で評點される作業成績になつてあらはれてくる。學課成績や操行などと照らしあはせて優秀な者は、階級が四級から三級、二級、一級と累進し、一級になれば待遇が斷然よくなつて、もはや刑務所にはゐると思へないほど日常生活が自由になるばかりか、やがては假釋放の希望もいだけ得る。誰しも處遇の累進を熱望しながら、しかも成績は必ずしもよくないところには彼等の特異性があつた。氣まぐれ、怠惰放縱、浮浪は彼等の通性であるが、入所直前において無職だつた者が九割、嘗て一年以上同じ職業に従事したことある者が一割六分、三回以上轉職した者が七割といふ比率は、單に彼等が職業的特技をもちあはさないことを示すばかりでなく、仕事に對して持續性の乏しいことを物語る。

彼等は作業中でも看守の眼をぬすんでは雜談したがつた。本能である。と同時に、看守に悟られぬやう巧妙に話すことに一種の冒險心を刺戟され、ひそやかな痛快味を感じるのだ。彼等は話す相手へは顔をむけず、ちゃんとした仕事の姿勢で話しかけるこつを心得てゐる。

(未完)



刑政俳壇

題 當季隨意
用紙 官私製葉書
毎月五日限

チウリップの吹きし煙や垣結はり
釣竿の下くよりゆく蝶もあり
夕陽の砂より燃えて荒布焼く
涼しさよ砂山蔭の月見草

花桐の句その他

花 蓑

山中の柏人の住ひでもあらう。屋根は杉皮葺で石のおさへがしてあつて廊は竹を組み並べて出来てゐる、その竹廂は朽ち古りてがら／＼にゆるんでゐる、二本はひ／＼割れて垂れ下がつてゐるものもあるかもしれない、そしてその古廂に迫つて桐の花が咲いてゐるのである、がら／＼の竹廂に桐の花を配して却てそこに山家の美しい風趣を描き出してゐる。

鐘の音の霞みて山は暮れてあり 香 蔭
どこかの寺で入相の鐘を撞いてゐる、その鐘の音は餘韻翳々として遠く／＼尾を引いて消えてゆく、遠く／＼尾を曳いて聞えはするが霞の幕を隔て、聞くやうな幽かな音色である、鐘の音の霞むといふのはそのやうな感じであらう、鐘の音の流れてゆく夕空にはまだうす明りが漂つてゐるけれども彼方の山々は既に夜の幕に包まれて暗くなつてゐる、といふ景色である。

鷺鷥の沓芦の穂架は皆空へ 白 楊
芦の穂架が芦を離れては次々にとんでゆく、音もなくふわ／＼とその穂架は悉く空へと飛んでゆく、地に落ちて来るのは一つもない、風のまに／＼空へ／＼と、雪のやうに飛んでゆく、一種凄壯な景色である。その大自然の現象とは何の拘りもなきが如く鷺鷥の夫婦は恰も沓を並べて置いた如くに渚の芦蔭に舞と寄り添つて眠つて居るのである。

老の腰荷も曲げてぞ蛙塗れる 泊 雲
老人の畦塗をしてゐるところで、この老人は少し腰が曲つて居るのであるが畦塗をするときにその曲つた腰を尙も曲げるやうにして塗つて居る、その様子は仕事に性根を盡して居る有様が思ひやられる、何か尊いものを見せられたやうな気がして敬虔の念を唆られる。

巖がくれ下りし舟や鮎の宿 王 城
木曾川あたりに見られるらしい景色で、溪流の岩の間のやうなところに鮎の宿が一軒ある、さうしてその宿の前を今しがた一艘の川舟が矢のやうに下つて行つた、その舟は岩又岩の間に見えかくれしてゐるが鮎がくれに見えなくなつて了つた。といふやうな景色である。舟と鮎の宿との間に因縁はない、そこにこの句の幽きがあると思ふ。

鴨うちに出し父や銃の音 念 腹

百姓家であらう。息子が馬の飼料でもやつて居ると親爺は銃を提げて出て行つた、と、秋晴の空に俯してドンと一發銃音が聞えて来た、今しがた出て行つたばかりだと思ふのに親爺もう始めたなと息子はほくそ笑んで、その銃音を聞いただけでそれが親爺であることが自然に肯かれた、といふ句意であらう。

寄生木やしづかに移る 火事の雲 秋 櫻子
火事だといいて庭に下り立つてみると魂消るやうな火事明りが半天にひろがつてゐる、それほどの火事明りだけれども火元が随分離れてゐて煙は無論見えな、庭に立つてゐる枯木の枝が闇の中に影のやうにあり／＼と見える、その枯木の枝間に、寄生木がひろ／＼と見えて二三枚の青葉が／＼と静かに空を移つてゆく、といふ景色である。こゝに寄生木を見出したところ繊細な自然観察がある。

爐の兄に聲尖らして 春をおく 栞 童
一日野仕事をして晩方に戻つて来た時、爐端にゐる兄に向つて平生何か不満を抱いてゐた憤りが破裂して、險な聲をかけた。その春を抛り出した、といつたやうな情景である、この兄弟の間には相續財産の分け前のいさかひでもあるのであらう、どちらも中々折れ合はないので随分長い間の繋ぎであるがそれでも兄弟の間柄であり、互に情に於て忍び合ひつゝ今日に至つてゐる、さういふ中にあつても生業には怠らないで日々野良へ出て仕事をし、今日こそ晩に歸つたら一つ兄にかけ合つてやらうなど、心金みをして家へ戻つて来ると、兄は伸氣さうな顔をして爐に當つてゐる、そこで平常抱いてゐた不満が爆発して少し荒い言葉を投げかけて春を抛り出すやうにそこに置いた、といふのである。「聲尖らし」といふだけでこれだけの情景を聯想せしむるに十分である。

傀儡やしぐさ始めの一と合點 行々子
人形使ひが人形を踊らしはじめるときに、ちよいと人形に愛嬌をふりまかせてがくりと一としやくりやらせて「この通り私は生きて居りますぞえ」と人形に無言の言葉を使はせたとこに滑稽があつて面白い。

満山の芽杉かぐはしほと、ぎす 橙 黄子
この山は杉の生ひ繁つたかなり奥深い山である、全山の杉が今や一齊に芽を吹いて緑青が瑞々しく漲り渡つてゐる、この芽立時の美しい杉山の光景は如何なる文字を以てしても現はし得ない程に思はれるが、それを「かぐはし」と一言にして描き盡してゐる、作者の胸に轟く情感を力強く吐き出してゐる、今しも一聲二聲鳴き渡つた時鳥の聲は丁度作者のその情懷のやうなものである。

窓をのしに煙る男體春の雨
野鼠や竹の落葉の集ひて
山吹ちてお玉じやくしの一屯
逆立ちてあたりの木を燕すれ

この山は杉の生ひ繁つたかなり奥深い山である、全山の杉が今や一齊に芽を吹いて緑青が瑞々しく漲り渡つてゐる、この芽立時の美しい杉山の光景は如何なる文字を以てしても現はし得ない程に思はれるが、それを「かぐはし」と一言にして描き盡してゐる、作者の胸に轟く情感を力強く吐き出してゐる、今しも一聲二聲鳴き渡つた時鳥の聲は丁度作者のその情懷のやうなものである。





刑政歌壇

當季雜誌

縮切 每月五日限  
用紙 業書一葉三首

白井大翼選

戰捷のニュース終れば作業場は囚徒一齊に槌振り上ぐる  
 移送囚は語るることなし車窓に見る蝦夷の山脈雪明りして  
 三 青年學校生銃を荷ひて走りゆくたのもしさ見つ兵居ぬ町に  
 秀逸 双眼鏡とり防空監視に佇ち居れば楠の若葉がほのかに匂ふ  
 春蠶の桑はむ昔のさわさわと時雨の如く聞え来るなり  
 蛙なく聲のさやかに夜は更けて水田の上を月流れゆく  
 麥の穂をわたる五月の風空に遠くのんびり雲雀が揚る  
 土堤下に逢ひしわらべの業ならむおたまじやくしの陽干されてあり  
 子の戦死公報受けし父上はみ眼しばたたき萬歳をいはず  
 魔のごとき文化に酔ひし頃思へばわれは口惜しもただに口惜しも  
 見て居れば野に家里に黒々と大きな影落ちて敵機は逃ぐる  
 鐵路ぞひに低く敵機の逃げて行くをすべなき我等ただに見て立つ  
 明日征かむわが若き友のいふきけば御桶と散らむ身をいとほしむと

落葉松の林吹雪けり雪あしは煙のごとく流れ次ぎつつ  
 佳作 なつかしき土の香りよ久々の雨に心もなごみて今日は  
 石垣の高き庭より沈丁の花匂ほひ来ぬ君とあゆめば  
 灯を消せば今眼にありし會計の一行の文字暗にただよふ  
 まつろはぬ敵碎かむと天よりぞ神の軍のとどろき降る  
 雪とけて春きたりけり道端によるこび遊ぶ子供達の顔  
 一日の勤めを終へし氣安さに吾子のまつわる夕餉たのしも  
 若葉燃ゆる茅家の奥にぬかづきて強く打たるる軍神の靈に  
 暖かき春陽を浴びて病囚の鉢の若芽をいぢり居るなり  
 池の面を櫻花びら蔽ひつくし風ふくままにゆらめきて居り  
 躑躅咲く晝しづかなる裏山に鶯の聲澄みて聞え來  
 戦死せる吾子に濟まぬと健氣にも老いの身忘れ野良守る父  
 今し征く兄の應ふるみことばに胸せまり來ぬ霜白き朝  
 家のめぐり取りかたづけて忙しく暮れゆきにけりこの休日も  
 おん母のたまひし御守胸ふかくいだきて冬の瀬戸の海行く  
 大祖神宣らせ給へりたゞよへる草昧き東亞に光みつべし  
 いにし子のけなげのさまをいかばかりめで見ましけむ九軍神の母  
 はてしなく稲田をおほふ空晴れて澄み渡りたり今日の佳き日を  
 大詔を奉じて我は殊更に刑務の任の重きをぞ思ふ  
 前川の水清くすむ夕暮に田打ちをへたる鍬洗ふなり  
 黄塵の巷の風に武蔵野の入日の空は十里燦れる  
 團樂の夕餉嬉しき夢さめて牢屋の窓のさむき月光  
 たみくさの死しては神とまつられてやまと男の子のほまれはつきじ  
 忘れんと思ひし人のゆめに泣き今日この頃の胸のせつなさ  
 幼稚園の子の初姿ながめつつはるけき希望に若き母笑む  
 若葉なす木間くぐりて分け登る高尾の春の心よきかな  
 皇恩に感謝の涙むせびつつ弟の論功行賞おし戴きぬ  
 音もなく氣配もなしにより來つつ櫻の枝に春いまたけなは

青森	廣島	東海	奈良	宇都宮	岡山	小田原	府中	山口	松江	札幌	金沢	三浦	岐阜	三浦	岐阜	三浦	新義州	前橋	名刑	奈良	岩見澤	名古屋	名古屋	宇都宮
奈良	半田	小倉	磯野	矢野	片山	本田	齋地	岩本	金織	來生	鈴木	しげ	梶田	高木	同	さ	玉利	小林	三田	辻井	同	遠藤	西川	大岩
健三	幸三	利貴	留貴	野光	山ひろ	田花	地仙	本圭	織玉	忠芳	木泉	げま	草	孤	月	く	一十	彦	麥	正	同	光	千	尚
藏郎	登郎	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子	知子

趣味書紹介

日本歌學大系

藤原時代より明治時代に至る歌書歌論の集成。全十卷より成り、一、二、三、七各巻は、既刊、此の程第四巻の發行を見た、豪華絢爛たる和歌に關する定評書である。  
 ……各巻價四圓三十錢 文明社

大東亞史歌 大平洋戰

大東亞戰の感吟、書下し四百十四首を收むるもの。川田順氏が吉野朝の悲歌、幕末愛國歌の著者なることを茲に想起さるべきである。  
 ……價一圓六十錢 八雲書林

訂改 日本歌學史

和歌の變遷の概要、歌論の歴史、各時代の和歌等に關する史的研究書、絶版久しきところ、この程、改訂なりたるもの。  
 ……價六圓 博文館

俳句の成るまで

白田亞浪著  
 著者は俳壇の巨匠として既に定評あり、茲に新時代に贈るべき入門書に筆をとり、蘊蓄を傾け、諄々その生成を説く。  
 ……價二圓 育英書院

短歌の書

北原白秋著  
 著者の抱懐する歌道を論じ、實例による添作を以て作り方を教ふ。  
 ……價二圓五十錢 河出書店

白衣勇士誠忠歌集

藤野惠著  
 時局下、必讀の歌集。著者は文部省教學局長官。東條首相・橋田文相題字。  
 ……價二圓 日本皇道歌會

日本美術大系

藤懸靜也監修  
 此の程第二回配本繪畫篇の發行を見た。既刊彫刻篇、次回工藝篇。藤懸博士外十一權威執筆の責任ある良心的出版物として、推薦に値する。  
 ……價各八圓五十錢 誠文堂新光社

戰時民事特別法解説  
並裁判所構成法戰時特別

梶田 年著

從來着々として整備され来た國防法制は、戰時民事特別法、戰時刑事特別法並裁判所構成法戰時特別の公布實施により、その完備を見るに至つたのであるが、此等法制の解説に於て、最も權威あり、學者、實務家を満足せしむるものとして本書を推薦す。因に著者は大審院判事。

…B6判三〇〇頁、二圓五十錢、  
法文社

民法教材(VI)親族法

我妻 榮著

その特色ある科學的集成並にその簡明なる註釋は、よく判例間の連絡を明らかにし、判例の蒐録も、茲に至つては一の重要な著作であるといふことが出来る。因に著者は東京帝國大學教授。

…A5判三九四頁、判例索引七頁、  
二圓、岩波書店

新訂財産法概論 林 信雄著

著書は、全部に亘り、その舊著に重

要なる改訂を施した。「財産法理論の入門書解説のうち、日本財産法制度の統制法的展開の素描をも念願した」といふのが、著者の趣旨になつてゐる。因に著者は早稻田大學教授。

戰時經濟體制講話

美濃 部洋次

著 商工省 總務局長の現職にあり、經濟運營の中樞にある著者の識見は、時局下、多大の示唆を與へるもの

…B6判三二〇頁、二圓五十錢、  
橋書店

司法保護事業法規類聚

司法省保護局編纂

司法省保護局では昭和十四年初頭の全日本司法保護事業聯盟刊一司法保護

事業關係法規類聚」を増補訂正して「司法保護事業法規類聚」を編纂、この程、刊行の運びとなつた。實務家の好箇の參考資料である。

…A5判九〇四頁、四圓五十錢、  
司法保護研究所

近世日本外交史研究

松本忠雄著

本書は米英が、今日まで、帝國に對して如何なる罪惡を犯したかを大膽に闡明して刺すところなく、時

…A5判二九三頁、二圓八十錢、  
博報堂

日本國家論 大串兎代夫著

西歐流の觀念的な國家學說を排撃し、擊國の精神に立脚して、わが國家の本質を解説、而してこの日本の國家

觀が最も優秀にして、當然萬邦に浸潤さるべきことを説く。因に筆者は文部省教學官國學院大學教授。

…B6判二八四頁、一圓八十錢、  
大日本雄辯會講談社

國防經濟法體制

末川 博 外三名著

著者諸氏の手に依つて、さきに「總動員法體制」が公にされ、統制法研究に貴重な寄與をなしたのであるが、本書は其の後の法令に對する論考を加へて、之を改訂したるもの。第一章總論、第二章企業統制、第三章勞務統制、第四章物資統制、第五章資金統制、第六章物價統制、第七章貿易統制、第八章交通運輸統制に分かれたれ、著者諸氏がそれぞれ分擔執筆される。因に本書は大阪商科大学及同經濟研究所研究叢書の一である。

…B6判六六八頁、索引五頁、四圓五十錢、有斐閣

訴訟法學の體系と訴訟改革理論

中村宗雄著

今、訴訟法學の領域に、新たな體系と舊弊一新の改革が要望されるの秋、本書に於て、著者は、卓越せる立論と貴重なる研究を發表されたのである。

…A5判三五〇頁、三圓五十錢、  
巖松堂

監獄法新舊比照 (三)

田中茂雄

法第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カントコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

明五 繫獄

未決者繫獄中ノ則日左ノ如シ  
一、懲役ヲ命セス  
一、(省略)  
一、工業ヲ營ント請フ者ハ之ヲ聽シ且其器械ヲ貸シ與フ若シ其人罪ナキニ決スレハ獄中ニ營ム所ノ工錢ハ悉ク之ヲ與フ只器械ノ損價少許ヲ官ニ收ムルノミ若シ罪アルニ決スレハ從前ノ工錢ハ前例ニ從テ之ヲ給シ爾後ハ懲役ノ例ニ入ル  
一、(以下略)

明一四第四十六條

定役ニ服セサル囚徒ト雖トモ典獄之ヲ勸誘シテ其將來ノ生業ヲ計リ攝生又ハ親屬扶助ノ爲メ勞作セント請フニ至ラシ

ムルヲ要ス其工業ノ種別ヲ定ムルハ典獄ノ指示ニ依ル、未決監ニ在ル者坐作ノ業ヲ爲サント請フトキモ亦同シ

明二二第十九條

無定役囚ニシテ監獄内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス 刑事被告人モ亦之ニ準スルコトヲ得  
法第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス  
在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得  
作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

明五懲役第十二條

工錢  
凡役囚一等ニ進メハ其製作スル物品ヲ販賣シテ之ヲ官ニ領置シ其ノ内ヨリ毎日錢百文ヲ給與シ放免ノ日右日給ノ百文ト毎日ノ食費トヲ

除キ其殘金ハ悉ク之ヲ還付ス  
工藝精シカラサルモノ一等ニ進メハ之ヲ炊夫、焚夫、小使等ニ役使シ毎日ノ儲錢ヲ通算シ放免ノ日其日給ト食費トヲ減シ其殘金ヲ與ルコト前法ノ如シ 但儲錢ハ普通ノ儲價四分ノ三ヲ以テ法ト爲ス、外役ノ儲錢亦同シ然トモ殊藝者ハ此例ニアラス  
囚徒ヲ備ント欲スル者アレハ幾連十四ヲ一連トス十八人廿八人卅八人等ヲ備フ可シ各等ノ數ハ備フ可ラスヲ以テ之ヲ談定ス其儲錢前法ノ如シ 但毎連ノ獄丁往テ之ヲ監督ス  
殊藝上級ノ者ハ日ニ百文中級ハ五十文中級ハ廿五文ヲ給ス其一等ノ取扱ハ他囚ト同シキコト勿論ナリ

明一四第五十一條

定役ニ服スル囚徒現役一百日ヲ經レハ始テ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シ重罪囚ニハ其一分、輕罪囚ニハ其二分ヲ與ヘ餘分ハ之ヲ監署ニ收ム定役ニ服セサル囚徒及ヒ未決監ニ在ル者並ニ第十九條第一款ニ記載シタル懲治人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ十分シテ其三分ヲ監署ニ收メ其七分

第五十六條

在監人死亡シ監署ニ領置ノ工錢アルトキハ第三十三條ノ例ニ照シテ處分スヘシ  
第五十七條 在監人若シ逃走シタルトキハ已決囚ノ工錢ハ之ヲ沒收ス、未決者及ヒ懲治人ノ工錢ハ其親屬ニ下付ス親屬ナケレハ之ヲ沒收ス

**例 規** 自四月十六日 至五月十五日

**通 牒**

少年受刑者ニ對スル教育ニ關スル統計諸表作成方ノ件

(昭和十七年四月十七日 行甲第六三五號)

少年受刑者(準少年受刑者ヲ含ム)ニ對スル教育ノ施行情況等ヲ調査スル爲メ爾今左ノ要綱ニ基キ諸表作成提出相成度

追而標記諸表ハ昭和十六年十月以降ノモノニ付テモ此ノ際調表提出相成度申添候

**調 表 要 綱**

一 調表ノ種類ハ左ノ八種トス

第一表 入出所人員一覽

第二表 就學情況

第三表 教授及訓練(授業)施行情況

第四表 教練施行情況

第五表 教育職員會議事情況

第六表 年齡別就學情況

第七表 卒業、終了情況

第八表 擔任科目別教育事務職員調

二 各表ハ左ノ區分ニ依リ作成提出ス

(一) 第一表乃至第五表ハ毎月末日現在ニ依リ作成シ其ノ提出期限ヲ翌月十日トス

(二) 第六表ハ學年始タル四月一日及十月一日、第七表ハ學年末タル三

月三十一日及九月三十日現在ニ依リ作成シ其ノ提出期限ヲ第六表ニ依リテハ其ノ月ノ十日、第七表ニ依リテハ翌月十日トス(昭和十六年度學年末及昭和十七年度學年始ニ限リ夫々四月十四日及四月十五日現在ニ依ル)

(三) 第八表ハ第二回提出以後ハ作成ニ及バズ但シ名簿整理上ノ必要アリテ以テ各欄記載事項ニ異動アリタル場合ハ其ノ都度異動事項及氏名等ヲ報告スルモノトス

様式及記載例

(一) 別紙ノ通(省略)

(二) 記載例

1. イ 凡テ計數ハアラビヤ文字ヲ用フ

(ロ) 計數ハ少年及準少年ノ合算トシ其ノ上段ニ準少年ヲ再掲ス朱書ノ場合亦同ジ

(ハ) 各表中「開所(始)以來」トハ昭和十六年十月一日一同等施設「トハ青年學校令施行規則第三十二條各號ニ依リ施設「市町村通報」トハ同施行規則第四十四條ニ依ルモノトス

2. 第一表中

(イ) 「出所者中」欄ハ朱書トス

(ロ) 移送途中ニ在ルモノハ發送刑務所ニ於テ「備考」欄ニ其ノ人員(科學年別)ヲ掲ゲ(月末在籍人員ニ加ヘザルコト)

(ハ) 「月末在籍人員」欄總計ノ

3. 上段ニ刑事被告人及被疑者數ヲ朱書別掲ス

第二表中

(イ) 前月ヨリ越人員中ノ未編入者及其ノ月ノ入所者ニ就キ編入就學セシメタル人員ヲ掲グルモノトス

(ロ) 「教育令ノ教育課程終了」欄ハ朱書トシ其ノ數ハ合計中ニ加算セズ

4. 第三表中

(イ) 「施行濟時數」欄ノ時數ハ補充教育施行時數ヲ加算セズ但シ「施行濟人員」欄ノ時數ハ之ヲ加算シタルモノトス

(ロ) 其ノ月ノ編入者中學年末迄ニ補充教育ヲ實施セバ終了ノ見込アル人員及其ノ月ニ於ケル補充教育施行時數ヲ「備考」欄ニ記載ス

5. 第四表

第三表ノ例ニ準ズ

5. 第五表中

(イ) 教育職員會議成員タル出席者ハ姓名ヲ記載ス

(ロ) 議長ニハ〇印ヲ附シ之ヲ表示ス

(ハ) 教育職員會議成員以外ノ者ニシテ例之囑託、他刑務所職員、教育家其ノ他外來ノ傍聴者アリタル場合ハ其ノ職氏名等ヲ朱書記載スルモノトス

6. 第六表中

年輪ハ調表ノ現在ニ依ル

7. 第七表中

8. 第七表中

6. (イ) 「褒狀授與」欄ハ朱書トシ其ノ數ハ合計中ニ加算セズ

(ロ) 「合計」ノ數ハ月末在籍人員ニ符合スルモノトス

第八表中

(イ) 一人ニシテ數科目ヲ擔任スル場合ハ其ノ兼務ニ付テハ相當欄ニ氏名ヲ朱書ス

(ロ) 定期的ニ招聘スル講師、囑託等ヲモ登載シ本省指令定員外ノモノニ付テハ其ノ旨ヲ「備考」欄ニ掲ゲ

在所被告人呼出ニ關スル件

(昭和十七年四月十七日 行甲第六八三號)

標記ニ關シ別紙ノ通り東京拘置所長宛通牒致候處貴所ニ於テモ同趣旨ニヨリ御取計相成度候

(別紙)

戰時刑事特別法(昭和十七年法律第六四號)第二十條ノ規定ニ依リ同法第十九條但書ノ特定犯罪ニ付テハ最初ニ定メタル公判期日ニ係リ召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ辯護人ノ選任ヲ爲スコトヲ得ザルニ至リタル爲メ今後東京區裁判所ニ於テハ前記特定犯罪ニ係リ第一回公判期日ノ召喚ハ特別ノ事情存セザル限り該公判期日前十日以上ノ期間ヲ存シテ召喚狀又ハ「在監人第一回公判期日呼出簿」ヨリ通知ヲ爲サルベキヲ以テ右通知ヲ受領シタルトキハ直チニ被告人ニ告知シ且ツ告知シタル日時ヲ明カニシ置クト同時ニ辯護人ヲ選任セントスル場合ハ爾後十日間以内ニ之ヲ爲スベキ旨說

**明二第二十二條** 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ經レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其二分輕罪囚ニハ其四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス

無定役囚、懲治人及刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六ヲ與ヘ其餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス、定役ニ服スル囚人ニシテ科程外ノ作業ヲ爲ス時ノ工錢モ亦之ニ準ス

**第二十三條** 前條ニ依リ作業者ニ與フヘキ工錢ハ典獄之ヲ領置スヘシ

**法第二十八條** 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母、配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

**第六章 教誨及ヒ教育**

**法第二十九條** 受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

**明五 官員、附守兵備人**

(前略)

役囚ノ休日亦官員ノ休日ニ同シ當日第八字(時)ヨリ十二字(時)ニ至ル教師ノ講義アリ總囚ヲシテ聽聞セシム

**明一四第二十六條** 特赦ヲ受ケタル者アルトキハ免役日若クハ日曜日ノ午後ニ在テ他ノ囚徒ヲ集メ其旨ヲ聽カシメ仍ホ之ヲ揭示スヘシ

**第九十二條** 已決囚及ヒ懲治人教誨ノ爲メ教師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム

**第九十三條** 教誨ハ免役日又ハ日曜日ノ午後ニ於テ其講席ヲ開クモノトス

**明二第三十條** 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム

**法第三十條** 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齡ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

**明一四第九十四條** 懲治人ニハ毎日三四時間讀書、習字、算術、度量、圖畫等ノ科目中ニ就キ之ヲ教フヘシ

キモノトス、學科ハ懲治場ノ教場ニ於テ之ヲ研究セシメ其學業ノ進歩ヲ表ス爲メ就學ノ年月卒業ノ科目學業ノ優劣及行狀ノ良否氏名年齡等ヲ簿冊ニ記載シ巡閱官吏ノ檢閱ニ供シ又ハ其尊屬親ニ示スコトアルヘシ

**明二第三十一條** 囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時間以内讀書、習字、算術ヲ教フヘシ

**法第三十一條** 在監者文書、圖畫ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス

文書、圖畫ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**明五 雜 則**

(前略)

監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ藏シ以テ囚人ノ誦讀ニ供ス(後略)

**明一四第十五條** 在監人書籍ヲ看シト請フトキハ新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ記載スルモノヲ除キ修身又ハ營業ニ必要ナル者ノミヲ許スヘシ

**明二第三十二條** 囚人、懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看シト請フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看シト請フトキハ修身、宗教、教育及營業ニ必

要ナルモノニ限り之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看シト請フトキハ總テ之ヲ許ス、但シ領置外ノ書籍ハ當該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

示シ被告人ヲシテ辯護人選任ノ機會ヲ失ハシメザル様御配慮相成度候  
 刑務關係諸調書提出方改廢ニ關スル通牒中一部訂正ノ件  
 (昭和十七年五月二日)  
 客年九月八日行甲第一四八一號標記通牒中「昭和六年十一月行甲第二〇一〇號警察署留置場調ハ爾今提出ニ及バズ」ト有之候處右ハ誤謬ナルコト發見致候ニ付本項ハ削除致候條御了知相成度候

刑務共濟組合事務施行ニ關スル件  
 (昭和十七年五月五日)  
 (行甲第七七九號)

標記ノ件ニ關シテハ銳意御努力中ノコトトハ存ゼラレ候モ長期戦下組合員ヲシテ後顧ノ憂ナク専心職務ニ盡瘁セシムル爲ニハ一層迅速的確ナル共濟ヲ爲スノ必要アル様感ゼラレ候條爾今左記各項ニ付特ニ留意セラレ以テ所期ノ目ヲ發揚スル様御處理相成度候

- 一、組合員ニ對シ共濟ノ趣旨ヲ理解セシムルト共ニ共濟金請求ノ方法等ヲ詳細説明スルコト
- 二、組合員中ニ共濟事由發生シタルトキハ所屬課長並ニ組合事務擔任者ハ組合員ヲシテ成ル可ク速ニ共濟金ノ請求ヲ爲サシムルコト、尙現在共濟事由發生セシ組合員ニシテ未ダ共濟金ノ給與ヲ受ケザル者アルトキハ此ノ際取纏メ速ニ給與ノ手續ヲ爲ス
- 三、共濟金ハ早期給與ヲ旨トシ、特別ノ支障ナキ限リ事由發生ノ日ヨリ二

月以内ニ給與シ得ル様努ムルコト  
 四、脱退給與金ハ組合員脱退ノ際成ル可ク給與スル様取計フコト、脱退後一月以上ヲ經過スルモ之ガ給與ニ至ラザル者アルトキハ、其ノ氏名、脱退年月日掛金總額未濟事由ヲ記シタル左記様式ノ脱退給與金給與未濟調書ヲ作成シ事務取扱規程第三條ノ收支報告書ニ添付シ其ノ都度提出スルコト

脱退給與金給與未濟調書  
 脱退年月日掛金總額未濟事由氏名

記 載 例  
 一、未濟事由ニハ脱退ノ當時ヨリ居所不明、給與ノ請求方督促セシモ請求書未提出、脱退後直ニ歸郷シ未ダ請求ナシ等具體的事情ヲ明記スルコト  
 二、前月報告済ノ脱退給與金給與未濟者ニシテ尙給與ニ至ラザルトキハ未濟事由欄上部ニ△印ヲ附シ毎月記載スルコト  
 未決勾留通算方疑義ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ岐阜地方裁判所檢事正ヨリ照會有之別紙ノ通回答致候條爲御参考及送付候  
 (昭和十七年五月十五日)  
 (刑事第一二四三號)  
 刑事訴訟法第五百五十六條ノ解釋ニ關シ疑義ノ件  
 懲役四月ヲ宣告シタル第一審判決ニ對

シ被告人(勾留中)ヨリ控訴ノ申立ヲ爲シタルモ檢事ノ附帶控訴ニ依リ第二審ニ於テ懲役八月ニ處シ之レニ第二審未決勾留日數中三十日通算ノ言渡ヲ爲シタリ、然ルニ被告人ニ於テハ本件ハ檢事ノ上訴アリ且被告人ノ控訴モ結局理由アルニ歸スルヲ以テ刑事訴訟法第五百五十六條ニヨリ控訴申立後ノ未決勾留日數ハ全部法定通算ヲ受クベキモノナリトノ趣旨ヲ以テ上告シタル處本年三月二十日大審院ニ於テ

刑務官異動

一、昭和三十四年五月二十九日刑事第四八〇四號刑事局長回答  
 (回答)  
 未決勾留通算方疑義ニ關スル件  
 客月七日附日記第一一三號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ヲ承本件ハ第二審未決勾留日數中三十日ノミヲ通算可然モノト思料致候  
 追テ大正十三年七月二十六日行丙第一三三三號行刑局長通牒及昭和四年五月二十九日刑事第四八〇四號刑事局長回答ノ趣旨ハ變更セラレタル義ニ付爲念申添候

四月二十四日  
 (任) 健技師 保健技手 吉田 實(名古屋)  
 (調) 七級  
 四月二十八日  
 (任) 看守長 杉田 勝久  
 (小) 六級  
 四月三十日  
 (任) 看守長 田中 士郎(行刑局)  
 (調) 七級  
 (任) 看守長 大坪 春治(保護局)  
 (小) 六級  
 五月十二日  
 事務囑託 作業技師 奥田 將(府中)

昭和十七年 刑政日誌  
 四一六一五五

- 四月十七日 △少年保護記念日 訂正ノ件通牒(行甲七七七號)  
 △在所被告人呼出ニ關スル件 五月五日 △刑務共濟組合事務通牒(行甲第六八三號) 施行ニ關スル件通牒(行甲第七七九號)  
 四月十八日 △米機、東京、名古屋、神戸方面空襲 五月六日 △特殊收容者報告ニ關スル件通牒(行甲第七九三號) △司法省内防火班結成式舉行  
 四月二十九日 △天長節 式舉行  
 四月三十日 △衆議院議員總選舉 五月八日 △大詔奉讀日  
 五月一日 △健民運動發足 △(午後二時) 五月九日 △刑務協會映畫會  
 辯護士法施行五十周年記念日 五月十四日 △刑務事故ノ豫防  
 五月二日 △刑務關係諸調書提出方改廢ニ關スル通牒中一部 八三二號)

編輯後記

昭和維新の力強い歩みの中に、水戸精神の復興が叫ばれてゐる時、之に因んで、水戸學研究の權威高須芳次郎博士に、水戸學についての御寄稿を願つた。われわれは、本誌によつて、正しい水戸學の全貌を知ると共に、その現代に呼びかけるところを把握することこそ絶対に必要なのである。

又特に讀者の要望に應へる爲め、本誌は、安倍先生を煩はして、有益暢達なる隨筆を掲載した。われわれの生活諸相を、流麗なる筆に托して、平明に説かれるところ、洵に得難きものと謂ふことが出来るやう。常盤先生の含蓄深き御創見、松本氏の御提案と共に、讀者の味讀が要望される。

部内諸氏の寄稿は、出来るだけ收載するに努めては居るが、ますます紙面節約の餘儀なく、その全部の掲載は到底出来ない。その點あしからず御諒承を乞ふ。本誌は數多き投稿の中からわれわれの職務上の理解を深めるに役立つもの數篇を收むるに止めた。

編輯者は本誌を、その使命の埒内に於て、い

よいよ軽く、明るく、柔らかく育てて行かうと努力して居る。號を逐ふて、この氣持が現はれて來たら幸ひである。ただ紙數の制限が恨めしい。だが弱音は吐くまい。乏しきをかこつ前に乏しき紙面に、立派な内容を盛るべき時だ。

—(を)がは—

一冊(税共)	金三十錢
六冊(税共)	金一圓八十錢
十二冊(税共)	金三圓六十錢

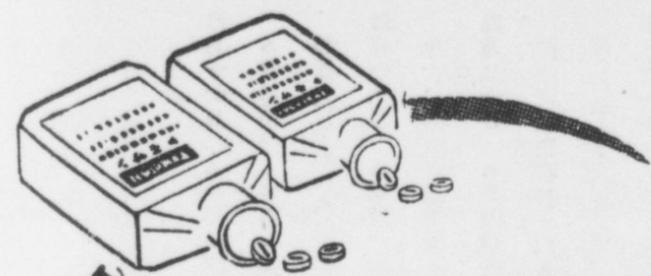
●御注文は總て前金のこと  
 ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
 ●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下され

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
 昭和十七年五月二十八日印刷 熟本  
 昭和十七年六月一日發行 行

編輯兼 兼印刷人 大原 虎夫  
 配給元 日本出版配給株式會社  
 印刷所 刑務協會印刷所  
 發行所 刑務協會  
 東京市神田區淡路町二丁目九番地  
 東京市神田區四丁一丁目一番地  
 電話掛號 二三四四・三八二五  
 復替口座 東京二五〇五九番

# 胃腸が弱く

健康勝れず  
體は瘦せて  
元氣がなく  
疲れ易い人



かうした人は兎角、消化とか榮養とかに頼つてゐますが、それは却つて胃腸自身の働きの鈍つてきます。それよりも先づ積極的に胃腸を強化し、何でも食べて自力で消化吸収するのが根本です。

## 最新の

胃腸薬トモサンとは、すなはち此の點に着眼して

創製されたもので、獨特の被覆吸着作用によつて、胃腸の粘膜に生じてゐるカタルとかタツレをちやうど創薬のやうに被覆治療して胃腸を丈夫にし、さらに胃腸内の毒素、腐敗醗酵物、有害細菌を吸着殺菌して胃腸内を清掃するのが特長ですから、弱い胃腸も自然に働き出し、消化吸収の自力作用が活潑となるので、頗る好評です。

# トモサン

七〇セン・一圓五〇  
三圓七〇・薬店にあり

トモサン  
説明書送付

東京市日本橋區本町三丁目  
販賣元 友田合資會社